（2025 年 7 月 4 日現在）

# Smart Data Platformサービス利用規約　別冊（ネットワーク）

## 第1章　総則

（適用）

第１条　Smart Data Platformサービス利用規約共通編（以下、「共通編」といいます。（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html））の第1条（本規約の目的）第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。）を定め、共通編に加えてこの別冊（以下、合わせて「本規約」といいます。）により別紙に定めるSmart Data Platformサービス(そのカテゴリーがネットワークに係るものに限ります。以下、「SDPFサービス（ネットワーク）」といいます。）を提供します。

## 第2章　契約

（最低利用期間）

第2条　SDPFサービス（ネットワーク）には、別紙に定める場合を除き、共通編第10条（最低利用期間）に規定する最低利用期間はありません。

## 第3章　料金等

（料金の支払義務）

第3条　契約者は、その契約に基づいて当社がSDPFサービス（ネットワーク）に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPFサービス（ネットワーク）に係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

## 第4章　サービスレベル合意書

（サービスレベル合意書の適用）

第4条　共通編第28条（サービスレベル合意書の適用）に規定するサービスレベル合意書として、SDPFサービス（ネットワーク）に係るメニュー等の提供にあたり、サービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象及び適用条件等は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/agreement/）に掲載する「SDPFサービス（ネットワーク）サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

別紙1　相互接続/関連サービス提供条件等

1　メニュー一覧

| メニュー | 内容 |
|---|---|
| (1)　Flexible InterConnect | 当社又は当社以外のネットワーク、クラウド又はデータセンタ等の間における接続機能や付加機能を、オンデマンドにより提供するもの |
| (2)　クラウド/サーバー　インターネット接続ゲートウェイ | SDPF　サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能なインターネット接続機能及びセルフマネジメント機能(SDPF　サービスポータルまたは API 経由で本メニュー(当社が指定するものに限ります)の管理が可能な機能をいいます)を提供するもの |
| (3)　クラウド/サーバー　コロケーション接続 | クラウド/サーバー　ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと指定のデータセンタ(当社が指定するもののうち、契約者が選択したものを指します。)における契約者のコロケーションラックとの間を L2 で接続する機能を提供するもの |
| (4)　クラウド/サーバー　テナント間接続 | 同一リージョン内のクラウド/サーバー　ローカルネットワークに係るテナント間のロジカルネットワークをL3で接続する機能、または、同一リージョン内のSDPFサービス(クラウド/サーバー)に係るベアメタルサーバー及び仮想サーバーを異なるテナントのロジカルネットワークに　L2　で接続する機能(ネットワーク共有タイプ)を提供するもの |
| (5)　削除 | 削除 |
| (6)　クラウド/サーバー　リージョン間接続 | 異なるリージョンのクラウド/サーバー　ローカルネットワークに係るテナント間のロジカルネットワークを L3 で接続する機能を提供するもの |

2　各メニュー等の提供条件等

(1)　Flexible InterConnect

A　提供条件等

(A)　FIC-Portに係るもの

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| FIC-Port(Basic) | 1　当社は、Flexible　InterConnectに接続するための物理ポートを提供します。<br>2　契約者は本メニューの利用にあたり、物理ポートの最大伝送速度をプランとして選択するものとします。<br>3　契約者は、1のテナントにつき、最大16の本メニューを利用できるものとします。<br>4　契約者は、そのFIC-Port(Basic)にFIC-Connectionが接続されている時は、そのFIC-Port(Basic)を廃止することはできません。 |
| FIC-Port(XaaS) | 1　当社は、Flexible　InterConnectに接続するための物理ポートを提供します。<br>2　契約者は本メニューの利用にあたり、物理ポートの最大伝送速度をプランとして選択するものとします。<br>3　契約者は、1のテナントにつき、最大16の本メニューを利用できるものとします。<br>4　契約者は、そのFIC-Port(XaaS)を他の契約者に対して公開及び他の契約者のFIC-Connectionと接続することができます。この場合において、その公開及び接続によって発生する契約者及び第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。<br>5　契約者は、そのFIC-Port(XaaS)にFIC-Connection(他の契約者のものを含みます。)が接続されている時は、そのFIC-Port(XaaS)を廃止することはできません。 |
| VLANブロック | 1　当社は、1の本メニューとして、FIC-Port上で利用する16のVLAN(仮想的なLANセグメントをいいます。)を提供します。<br>2　契約者は、1のFIC-Portにつき1以上の本メニューを利用するものとします。<br>3　前項のほか、契約者は1のFIC-Portにつき最大32の本メニューを利用できるものとします。 |
| 備考<br>1　契約者は、FIC-Portに係るメニュー等の変更を請求することはできません。 | |

2　当社は、契約者によるFIC-Portに係るプランの利用申込を承諾した時刻（利用申込時刻とします。以下同じとします。）を起点として、90日（その利用申込時刻から24時間となる時刻を1日目として、90日目の同時刻をいいます。以下本欄において同じとします。）以内に契約者がそのプランの利用開始を実施した場合は、その利用開始の時刻からFIC-Portの課金を開始します。
3　FIC-Portに係るプランの利用申込時刻を起点として、契約者による利用開始がなく90日を経過した場合は、当社は、90日となるその時刻より、契約者がそのプランの利用開始を実施したとみなして課金を開始します。
4　FIC-Portのプランの利用申込時刻を起点として、契約者による利用開始がなく90日以内に契約者がそのFIC-Portのプランを解約した場合は、当社は、そのFIC-Portに係るキャンセル料として、以下に定める料金を一括して支払っていただきます。
(1) FIC-Port（Basic）　1Gb/sプランの場合　90,000円（99,000円）
(2) FIC-Port（Basic）　10Gb/sプランの場合　105,000円（115,500円）
(3) FIC-Port（XaaS）　1Gb/sプランの場合　300,000円（330,000円）
(4) FIC-Port（XaaS）　10Gb/sプランの場合　900,000円（990,000円）

(B)　FIC-Virtual Portに係るもの

| メニュー | | 提供条件等 |
|---|---|---|
| FIC-Virtual Port<br>（XaaS） | | 1　当社は、Flexible InterConnectに接続するための仮想ポートを提供します。<br>2　契約者は、1のテナントにつき、最大16の本メニューを利用できるものとします。<br>3　契約者は、そのFIC-Virtual Port(XaaS)にFIC-Connection（他の契約者のものを含みます。）が接続されている時は、そのFIC-Virtual Port(XaaS)を廃止することはできません。 |
| | Pattern S | 1　1の契約者につき、最大128のFIC-Virtual Port(XaaS) Pattern Sを利用できるものとします。 |
| | Pattern X | 1　1の契約者につき、最大128のFIC-Virtual Port(XaaS) Pattern Xを利用できるものとします。<br>2　本メニューの利用には、そのFIC-Virtual Port(XaaS)に係るFIC-Port(XaaS)の契約者の承諾を要します。<br>3　契約者は本メニューの利用にあたり、収容帯域上限をプランとして選択するものとします。<br>4　本メニューで利用可能なVLAN数の上限は、そのFIC-Virtual Port(XaaS)に係るFIC-Port(XaaS)のVLAN数までとします。 |
| | Published Service | 契約者は、そのFIC-Virtual Port(XaaS)を他の契約者に対して公開及び他の契約者のFIC-Connectionと接続することができます。この場合において、その公開及び接続によって発生する契約者及び第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。 |

(C)　FIC-Routerに係るもの

| メニュー | | 提供条件等 |
|---|---|---|
| FIC-Router<br>（Basic） | | 1　当社は、Flexible InterConnect上で動作する仮想ルーターの機能を提供します。<br>2　契約者は、そのFIC-Router(Basic)にFIC-Connectionが接続されている時は、そのFIC-Router(Basic)を廃止することはできません。 |
| | Increase routing table limit | 1　当社は、FIC-Router（Basic）の付加機能として、 FIC-Router(Basic)におけるBGP経路数の上限を拡張する機能を提供します。<br>2　1の本機能につき、1のFIC-RouterにおけるBGP経路数の上限を1000拡張できるものとします。<br>3　契約者は、1のFIC-Router(Basic)につき最大11の本機能を利用できるものとします。 |
| FIC-Router<br>（XaaS） | | 1　当社は、Flexible InterConnect上で動作する仮想ルーターの機能を提供します。<br>2　契約者は、そのFIC-Router(XaaS)を他の契約者に対して公開及び他の契約者のFIC-Connectionと接続することができます。この場合において、その公開及び接続によって発生する契約者及び第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。 |

| | |
|---|---|
| | 3　契約者は、そのFIC-Router(XaaS)にFIC-Connection（他の契約者のものを含みます。）が接続されている時は、そのFIC-Router(XaaS)を廃止することはできません。 |
| FIC-Router<br>（Entry） | 1　当社は、Flexible InterConnect上で動作する仮想ルーターの機能を提供します。<br>2　当社は、1のテナントに属する1のエリア（当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるものとします。）において、1のFIC-Router(Entry)を提供します。<br>3　当社は、本メニューをFICエントリーパックの構成リソースの一つとします。なお、1のFICエントリーパックは、次のリソースから構成されるものとします。（以下(1) Flexible InterConnectにおいて同じとします。）<br>1のFICエントリーパック<br>(i)　1のFIC-Router(Entry)<br>(ii)　1のSDPF Cloud/Server接続に係るFIC-Connection(Entry)<br>(iii)　1のUniversal Oneサービス接続に係るFIC-Connection(Entry)<br>4　次の契約を有するUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に定めるVPNサービス（以下(1) Flexible InterConnectにおいて、「Universal Oneサービス」といいます。）の代表契約者と同一名義の契約者、又はUniversal Oneサービスの代表契約者から契約移行の同意を得た契約者に限り、FICエントリーパックを申し込むことができるものとします。<br>(i)　Universal Oneサービスのクラウドコネクト接続機能のSDPF Cloud/Server接続タイプのうち、ベストエフォート型であって最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下(1) Flexible InterConnectにおいて「Universal OneサービスのSDPF Cloud/Server接続タイプ」といいます。）<br>5　FICエントリーパックの一部リソースのみを廃止することはできません。<br>6　契約者は、FICエントリーパックが作成された日を起算日として、3カ月以内に、そのFICエントリーパックに対応するUniversal OneサービスのSDPF Cloud/Server接続タイプを廃止するものとします。<br>この場合において、契約者が期限内にFICエントリーパックに対応するUniversal OneサービスのSDPF Cloud/Server接続タイプの廃止を行わないときは、当社が廃止することがあります。<br>7　当社は、契約者と同一名義の、又は契約者に契約移行の同意をしたUniversal Oneサービスの代表契約者が、現に契約を有するUniversal OneサービスのSDPF Cloud/Server接続タイプに係る接続本数を、FICエントリーパックの申込み上限数とします。<br>8　契約者が、7に定義する申込上限数に反して余分にFICエントリーパックを申込み又は利用している場合であって、当社がそれらの事実を把握したときは、契約者は、当社が予告なくその余剰申込み又は余剰利用（いずれも最新のものから順に選定します。）をキャンセル又は廃止する場合があることについて、予め同意するものとします。 |
| 備考　契約者は、FIC-Routerに係るメニュー等の変更を請求することはできません。 | |

(D)　L3-Componentに係るもの

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| FIC-FW | 1　当社は、FIC-Routerにて利用可能な付加機能の1つとして、ファイアーウォールの機能を提供します。<br>2　FIC-FWを利用する場合は、FIC-Routerの機能に追加するものとし、1のFIC-Routerにつき最大1のFIC-FWを利用できるものとします。<br>3　FIC-FWで提供するファイアーウォールの機能とは、接続機能、フィルタ機能及びログレポート機能（ポータルサイトを通じて、FIC-FWを経由する通信の利用状況等の情報を提供する機能をいいます。）とします。<br>4　当社は、ログレポート機能により提供するログレポートの正確性及び完全性について保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 5　当社は、ログ閲覧の提供又はログレポート機能の提供に係るログの記録等、この機能を提供する目的において、FIC-FWを経由する契約者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。<br>6　契約者は、前項に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するとともに、契約者と異なる名義のサービスと接続する場合には、あらかじめそのサービスの契約者の同意を取得していただきます。 |
| FIC-NAT | NAPT又はNAT | 1　当社は、FIC-Routerにて利用可能な付加機能の1つとして、IPアドレス変換機能（その機能の利用に要するグローバルIPアドレス（IPv4に係るものとします。以下、本欄においてIPアドレスといいます。）を含みます。）を提供します。<br>2　契約者は、FIC-NATを利用する場合はFIC-Routerの機能に追加するものとし、1のFIC-Routerにつき最大1のFIC-NATを利用できるものとします。この場合において、1のFIC-NATに係る提供条件は次のとおりとします。<br>(1)　1のFIC-NATに係るNAPTの機能及びNATの機能は、併用できるものとします。<br>(2)　契約者は、1のNAPTの機能において1のIPアドレスを、1のNATの機能において1のIPアドレスを利用するものとします。<br>(3)　1のFIC-NATにおいて少なくとも1のNAPT又はNATを利用するものとします。<br>(4)　契約者は、1のFIC-NATにおいて最大40のNAPT及び最大30のNATを利用できるものとします。この場合において、それぞれ最大で併用できるものとします。<br>3　契約者によって、特定のIPアドレスを指定することはできません。 |
| 備考　契約者は、L3-Componentに係るメニュー等の変更を請求することはできません。 | | |

(E)　FIC-Connectionに係るもの

a　b以外のもの

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| FIC-Connection | 1　当社は、Flexible InterConnectに係るFICリソース間又はFICリソースと当社若しくは他社のクラウド等との間をL2又はL3で接続する機能を提供します。<br>2　契約者は本メニューの利用に当たり、帯域（そのFIC-Connectionに係る符号伝送速度の上限値とします。）をプランとして選択するものとします。<br>3　当社は本メニューの機能に係る通信の品質を保証しません。ただし、SLA対象となる場合を除きます。<br>4　1のFIC-Port及びFIC-Virtual Port(XaaS)（Pattern Xに限ります。）に接続できるFIC-Connectionの上限は、そのFIC-PortのVLANブロックメニューに係るVLANの総数とします。<br>5　1のFIC-Routerに接続できるFIC-Connection（FIC-Router(Basic)間を接続するものを含みます。）の上限は256とします。<br>6　1のFIC-Routerに接続できるFIC-Connection（FIC-Router(Basic)間を接続するものに限ります。）の上限は1とします。<br>7　契約者は、FIC-ConnectionにFlow log space（(F) Flexible InterConnect 付加機能のFlow monitoringにて定めるものをいいます。以下(1) Flexible InterConnectにおいて同じとします。）が追加されている時は、FIC-Connectionの廃止前にFlow log spaceの廃止を要します。<br>8　接続先として異なるテナントのFIC-Port(Basic)を指定する時は、その異なるテナントに係る契約者（以下(1) Flexible InterConnectにおいて「異テナント契約者」といいます。）の承諾を要します。<br>9　接続先としてFIC-Port（XaaS）、FIC-Virtual Port(XaaS)又はFIC-Router(XaaS)を指定するときは、そのFIC-Port(XaaS)、FIC-Virtual Port(XaaS)又はFIC-Router(XaaS)に係る契約者（以下(1) Flexible InterConnectにおいて「XaaS契約者」といいます。）の承諾を要します。<br>　このほか、そのXaaS契約者の契約条件等にあらかじめ同意していただく必要があります。<br>10　異なるテナントのFIC-Port(Basic)に接続しているFIC-Connectionは、その接続先の異テナント契約者が当該テナントを廃止する際に、異テナント契約者によって廃止されることがあります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | この場合であってそのFIC-ConnectionにFlow log spaceが追加されているときは、そのFlow log spaceも異テナント契約者によって廃止されます。<br>11 FIC-Port(XaaS)、FIC-Virtual Port(XaaS)又はFIC-Router(XaaS)に接続しているFIC-Connectionは、その接続先のXaaS契約者が当該FIC-Port(XaaS)、FIC-Virtual Port(XaaS)又はFIC-Router(XaaS)を廃止する際に、XaaS契約者によって、廃止されることがあります。<br>この場合であってそのFIC-ConnetionにFlow log spaceが追加されているときは、そのFlow log spaceもXaaS契約者によって廃止されます。<br>12 当社は、異テナント契約者又はXaaS契約者によって契約者のFlow log spaceが廃止された場合であっても、そのFlow log spaceに係るフローデータ((F) Flexible InterConnect 付加機能のFlow monitoringにて定めるものをいいます。以下(1) Flexible InterConnectにおいて同じとします。)の修復はしません。<br>13 本欄10から12までに係るFIC-Connectionの廃止又はFlow log spaceの廃止により、その契約者のFlexible InterConnectの利用又はフローデータの利用において何らかの不利益が生じる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。 |
| | BGP Filter Ingress Prefix-List | 1 当社は、FIC-Connectionの付加機能として、 FIC-Connectionの受信経路フィルタ(FIC-Connectionにおいて受信するBGP経路のフィルタ設定をいいます。以下、本欄において同じとします。)の上限を拡張する機能を提供します。<br>2 本機能を適用できるFIC-Connectionについては、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定めます。<br>3 本機能における受信経路フィルタの拡張可能な単位数及び最大数は、適用するFIC-Connectionによるものとします。<br>この場合において、当社はそのことを当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定めます。 |
| | BGP Filter Egress Prefix-List | 1 当社は、FIC-Connectionの付加機能として、 FIC-Connectionの送信経路フィルタ(FIC-Connectionにおいて送信するBGP経路のフィルタ設定をいいます。以下、本欄において同じとします。)の上限を拡張する機能を提供します。<br>2 本機能を適用できるFIC-Connectionについては、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定めます。<br>3 本機能における送信経路フィルタの拡張可能な単位数及び最大数は、適用するFIC-Connectionによるものとします。<br>この場合において、当社はそのことを当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定めます。 |
| | Increase received routes limit | 1 当社は、FIC-Connectionの付加機能として、 FIC-Connectionにおいて受信するBGP経路数の上限を拡張する機能を提供します。<br>2 本機能を適用できるFIC-Connectionについては、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定めます。<br>3 本機能における受信経路数上限の拡張可能な単位数及び最大数は、適用するFIC-Connectionによるものとします。<br>この場合において、当社はそのことを当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定めます。 |
| FIC-Connection | SDPF Cloud/Server接続 | 1 当社は、Flexible InterConnectとSDPFサービス(クラウド/サーバー)をFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。<br>2 契約者は、契約者と異なる名義のSDPFサービス(クラウド/サーバー)と接続する場合には、あらかじめそのSDPFサービス(クラウド/サーバー)に係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のSDPFサービス(クラウド/サーバー)への接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 |
| | Amazon Web Services接続 | 1 Flexible InterConnectとAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスとの間をFIC-ConnetionにてL2又はL3で接続する機能を提供します。<br>2 契約者は、契約者と異なる名義のAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスと接続する場合には、あらかじめそのAmazon Web |

| | | |
|---|---|---|
| | | Services,Inc.のアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のAmazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。<br>3　契約者は、Amazon Web Services接続に係るプランの変更を請求することはできないものとします。<br>4　当社は、Amazon Web Services接続（L3接続のものに限ります。）について、利用するメニュー等に係る基本額とそのメニュー等に対応する加算額を適用します。 |
| | Microsoft Azure ExpressRoute接続 | 1　Flexible InterConnectとMicrosoft Azureとの間をFIC-ConnectionにてL2又はL3で接続する機能を提供します。<br>2　契約者は、契約者と異なる名義のMicrosoft Azureと接続する場合には、あらかじめそのMicrosoft Azureに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のMicrosoft Azureへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 |
| | Microsoft Azure Peering Service接続 | 1　Flexible InterConnectとMicrosoft Corporationのアプリケーションサービスとの間をFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。<br>2　契約者は、契約者と異なる名義のアプリケーションサービスと接続する場合には、あらかじめそのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 |
| | Google Cloud接続 | 1　Flexible InterConnectとGoogle Cloud(TM)(以下Google Cloudとします。)との間をFIC-ConnectionにてL2又はL3で接続する機能を提供します。<br>2　契約者は、契約者と異なる名義のGoogle Cloudと接続する場合には、あらかじめそのGoogle Cloudに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のGoogle Cloudへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。<br>3　契約者は、Google Cloud接続において1Gを超えるプランへの変更を請求することはできないものとします。<br>4　契約者は、Google Cloud接続において1Gを超えるプランから他のプランへの変更を請求することはできないものとします。 |
| | Universal Oneサービス接続 | 1　Flexible InterConnectとUniversal Oneサービス（VPNサービスに限ります。以下同じとします。）との間をFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。<br>2　契約者は、本メニュー申込みと同時にUniversal Oneサービス契約約款に基づきクラウドコネクト接続機能のFlexible InterConnect接続タイプを申込むことに同意します。<br>3　前項の場合において、接続するUniversal Oneサービスの代表契約者の名義が異なるときは、その代表契約者に代わって契約者がそのクラウドコネクト接続機能のFlexible InterConnect接続タイプを申込むことについて、あらかじめその代表契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のUniversal Oneサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。<br>4　契約者は、2022/4/21以前にFIC-ConnectionのUniversal Oneサービス接続を申込み、その承諾を受けたUniversal Oneサービス接続において、1Gを超えるプランへの変更を請求することはできないものとします。<br>5　契約者は、2022/4/21以前にFIC-ConnectionのUniversal Oneサービス接続を申込み、その承諾を受けたUniversal Oneサービス接続において、1Gを超えるプランから他のプランへの変更を請求することはできないものとします。 |
| | Wasabiオブジェクトストレージ接続 | 1　Flexible InterConnectとWasabiオブジェクトストレージをFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。<br>2　契約者は、契約者と異なる名義のWasabiオブジェクトストレージと接続する場合には、あらかじめそのWasabiオブジェクトストレージに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のWasabiオブジェクトストレージへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | Super OCN Flexible Connect接続 | 1 Flexible InterConnectとSuper OCN Flexible Connectとの間をFIC-ConnectionにてL2で接続する機能を提供します。<br>2 契約者は、契約者と異なる名義のSuper OCN Flexible Connectと接続する場合には、あらかじめそのSuper OCN Flexible Connectに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のSuper OCN Flexible Connectへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。<br>3 契約者は、Super OCN Flexible Connectのオートスケーリングリソースからの制御により、FIC-Connection(Super OCN Flexible Connect接続)のプラン変更が行われる場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。 |
| | Oracle Cloud接続 | 1 Flexible InterConnectとOracle Corporationのアプリケーションサービスとの間をFIC-ConnetionにてL2又はL3で接続する機能を提供します。<br>2 契約者は、契約者と異なる名義のOracle Corporationのアプリケーションサービスと接続する場合には、あらかじめそのOracle Corporationのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のOracle Corporationのアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 |

備考

1 当社は、FIC-Connectionに係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、全契約者にトラフィックデータの閲覧を提供します。

2 契約者は、当社による契約者の通信に係るトラフィックデータの取得についてあらかじめ包括的に同意するとともに、FIC-Connectionを通じて契約者と異なる名義のサービスと接続する場合には、あらかじめそのサービスの契約者の同意を取得していただきます。

3 当社は、Flexible InterConnectの一部又は全部が全く利用できない状態の時間の算出については、トラフィックデータの表示値にかかわらず、本別冊第3条(料金の支払い義務)、共通編第27条(責任の制限)、共通編料金表通則及び共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に係る算定方法に基づき行います。

4 当社は、トラフィックデータの正確性及び完全性について保証をしないものとし、トラフィックデータの利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。

5 契約者は、FIC-Connectionに係るメニュー等の変更(プランの変更を除きます。)を請求することはできません。

b FIC-Connection(Entry)に係るもの

| メニュー | | 提供条件等 |
|---|---|---|
| FIC-Connection(Entry) | | 1 当社は、Flexible InterConnectに係るFICリソース(FIC-Router(Entry)のものに限ります。)と当社のクラウド(SDPFサービス(クラウド/サーバー)のものに限ります。)又は当社のネットワーク(Universal Oneサービスのものに限ります。)との間をL3で接続する機能を提供します。<br>2 当社は、本メニューの帯域を、FIC-Connection(Entry)に係る符号伝送速度の上限値として設定します。<br>3 当社は本メニューの機能に係る通信の品質を保証しません。<br>4 当社は、本メニューをFICエントリーパックの構成リソースの一つとします。<br>5 FICエントリーパックの申込み、廃止、その他に係る規定及びFICエントリーパックに対応するUniversal OneサービスのSDPF Cloud/Server接続タイプの廃止に係る規定については、FIC-Router(Entry)の提供条件等に定める4から8の規定を適用します。 |
| FIC-Connection | SDPF Cloud/Server接続 | 1 当社は、Flexible InterConnectとSDPFサービス(クラウド/サーバー)をFIC-Connection(Entry)にてL3で接続する機能を提供します。<br>2 契約者は、契約者と異なる名義のSDPFサービス(クラウド/サーバー)と接続する場合には、あらかじめそのSDPFサービス(クラウド/サーバー)に係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のSDPFサービス(クラウド/サーバー)への接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。 |
| | Universal Oneサービス接続 | 1 Flexible InterConnectとUniversal Oneサービスとの間をFIC-Connection(Entry)にてL3で接続する機能を提供します。<br>2 契約者は、その接続するUniversal Oneサービスの代表契約者の名義が契約者と同一であることを確認の上で、本メニュー申込みと同時にUniversal Oneサービス契約約款に基づきクラウドコネクト接続機能のFlexible InterConnect接続タイプを申込むことに予め同意します。 |

| 備考　契約者は、FIC-Connection(Entry)に係るメニュー等の変更を請求することはできません。 |
|---|

(F)　Flexible InterConnect　付加機能

| メニュー | | 提供条件等 |
|---|---|---|
| Flow-monitoring | | 1　当社は、Flexible InterConnectにて利用可能な付加機能の1つとして、フローデータを生成及び蓄積し、その分析により契約者の通信の利用状況を可視化する機能を提供します。<br>　このとき、本機能で用いる各用語の定義は次のとおりとします。<br>(1)「フローデータ」とは、トラフィックの詳細情報を収集するための技術を用いて契約者の通信に係るトラフィックデータから情報をサンプリングにて取得し、生成するものをいいます。<br>(2)「フローデータの取込み」とは、トラフィックデータからフローデータを生成し蓄積することをいいます。<br>(3)「フローデータの分析」とは、蓄積されたフローデータを参照すること及び蓄積されたフローデータの分析により契約者の通信の利用状況を可視化することをいいます。<br>2　契約者は、Flow-monitoringで利用するフローデータの生成にあたり、当社による契約者の通信に係るトラフィックデータ(IPアドレス、ポート番号及びアプリケーション層のデータ等とします。)の取得について、あらかじめ包括的に同意するものとします。 |
| | Flow log space | 1　当社は、契約者が選択するFIC-Connectionに係るFlow-monitoringの機能を提供します。<br>2　1のFIC-Connectionにつき1のFlow log spaceを利用できるものとします。<br>3　当社はFlow log spaceについて、基本額のほか、加算額(その料金月におけるフローデータの取込みに係る通信量の累積(以下取込量といいます。)によるものとします。)を適用します。<br>4　Flow log spaceの利用にあたり、契約者に、その料金月における取込量の目安となる値(当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に指定する取込量に係る上限値を上限にGB単位で定めるものとします。以下目安値といいます。)を設定していただきます。<br>5　当社は、Flow log spaceの利用で生じる取込量については、当社が指定する時刻までの間は、その目安値を超えた部分についても引き続き累積するものします。<br>　この場合において、当社はその目安値を超えた部分についても加算額を適用します。<br>6　当社が指定する時刻において、取込量がその取込量に係る目安値に達したとき又は超えたときは、当社は、新たなフローデータの取込みをしません。<br>7　契約者は、4に定める目安値をGB単位で変更することができます。<br>8　Flow log spaceの廃止があった場合は、当社は、そのフローデータを削除します。<br>　この場合において、削除したフローデータの修復はしません。<br>9　廃止等の理由によりFlow log spaceに蓄積されたフローデータの削除があった場合であっても、その料金月の累積から、すでに取込みを行った取込量の削除はしません。<br>　この場合において、当社は取込量については加算額を適用します。<br>10　当社は、Flow log spaceに蓄積しているフローデータについては、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)で指定する一定期間経過後に削除するものとします。<br>　この場合において、削除したフローデータの修復はしません。<br>11　Flow log spaceは、異テナント契約者又はXaaS契約者によって廃止される場合があります。<br>　この場合において、Flow log spaceの取扱いについては、(E)(FIC-Connectionに係るもの)のaの10から13までに定めるところによります。<br>12　フローデータ又はフローデータを生成するためのトラフィックデータに欠損が発生した場合であっても、当社は、その欠損部分に係るトラフィックデータの再取得並びにフローデータの再生成及びそれらの補完はしません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | このほか、そのフローデータを用いた分析による可視化においても、その欠損部分に係る補完はしません。<br>13　当社は、フローデータの正確性及び完全性について保証をしないものとし、フローデータの利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。<br>14　当社は、フローデータの分析結果における正確性及び完全性について保証をしないものとし、フローデータの分析結果の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。 |

B　料金算定方法

(A)　Flexible InterConnectの利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づき、メニュー等ごとに算出するものとします。

(B)　Flexible InterConnectの次に掲げるメニュー又は付加機能の利用料金の額は、1の料金月において次に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づき、メニュー等ごとに算出するものとします。

a　FIC-ConnectionのAmazon Web Services接続(L3接続のものに限ります。)

(a)　利用するメニュー等に係る基本額とそのメニュー等に対応する加算額を適用します。

(b)　基本額及び加算額について、いずれも共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる料金種別が従量上限のものを適用します。

b　Flexible InterConnect付加機能のFlow monitoringのFlow log space

(a)　基本額及び加算額を適用します。

(b)　基本額には共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる料金種別が月額固定のものを適用し、加算額(取込量(100GBを超えた部分とします。))について、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる料金種別が従量(利用量によるものとします。)のものを適用します。

(c)　取込量は当社の機器により測定します。

(d)　取込量の測定において端数が生じた場合は、GB単位でその端数を切り上げるものとします。

(2)　クラウド/サーバー　インターネット接続ゲートウェイ

A　提供条件等

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| インターネット接続 | 1　SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能なインターネット接続機能及びセルフマネジメント機能(SDPFサービスポータルまたはAPI経由で本メニュー(当社が指定するものに限ります)の管理が可能な機能をいいます)を提供します。<br>2　契約者は本メニューの利用にあたり、次の種別及び帯域を選択するものとします。<br>(1)　ベストエフォート(当社が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定するものをいいます。)<br>(2)　帯域確保(当社が指定した帯域を上限として、伝送速度を確保して提供するものをいいます。)<br>3　当社は、1のテナントにつき、当社が提供する本メニューの数の上限を4とします。<br>4　1の契約者につき、当社が提供するBest Effort 10Mbpsプランの上限値は1リージョン当たり40とします。 |
| グローバルIPアドレス | 1　インターネットとの通信に必要な、インターネットゲートウェイに設定されるグローバルIP(IPv4)を提供します。<br>2　契約者によって、特定のアドレスを指定することはできません。<br>3　当社は、本メニューに係るサブネットの合計の上限を4とします。 |

(3)　クラウド/サーバー　コロケーション接続

A　提供条件等

| 提供条件等 |
|---|

1 クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワークと指定のデータセンタ（当社が指定するもののうち、契約者が選択したものを指します。）における契約者のコロケーションラックとの間をL2で接続する機能を提供します。
2 契約者は、SDPFサービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続するコロケーションサービスに係る契約者の名義と異なる場合には、当社が指定する方法により申請を行い当社の承認が必要です。なお、そのコロケーションサービスに係る契約者の同意も取得していただきます。
3 本メニューに基づき接続されるコロケーション（契約者と当社との間で締結したコロケーションサービスの提供に係る契約に基づき提供されるものをいいます。以下、「当社のコロケーションサービス」といいます）のラック数は、1ラックを下限とします。
4 契約者は当社からの要請があった場合、本メニューの使用方法（目的、システム構成、利用予定を含みます。）について当社に開示するものとします。
5 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、契約者に対し、30日前の事前通知を行い、本メニューの全部または一部の提供を中止できるものとします。
(1) 契約者が複数のリンクを利用している場合において、利用実態が少なくリンク数の削減が可能と当社が認める場合
(2) SDPFサービスに係る利用料金（本メニューに係るものを除きます）の額が6か月継続して月額5万円未満である場合
(3) 当社のコロケーションサービスに収容する契約者のシステムとの通信を主な目的としない利用形態であると当社が認める場合
(4) 1のSDPFサービスに係る契約に対し、契約者が利用する当社のコロケーションサービスが1ラック未満である場合
(5) 本メニューを利用している契約者がSDPFサービスに係る契約を複数以上締結している場合であって、その複数の契約に基づき提供されるSDPFサービスに係る利用料金が発生していない場合

B 料金算定方法

| 算定方法 |
|---|
| 1 本メニューの申込みにあたり、契約者が現に利用しているSDPFサービス（ネットワーク）に係る利用料金が6か月継続して月額5万円未満である合は、その申込みを承諾しない場合があります。但し、契約者と当社との間で別段の合意がある場合は、その限りではありません。<br>2 本メニューの1Gbpsメニューに係る利用料金は、1のリンクを上限として適用しないものとします。ただし、SDPFサービスに係る利用料金の総額が5万円を下回っている場合は、この限りではありません。<br>3 前項の規定は、提供条件等の備考に定めるFR1リージョンには適用しません。 |

(4) クラウド/サーバー テナント間接続

A 提供条件等

| 提供条件等 |
|---|
| 1 同一リージョン内のクラウド/サーバー ローカルネットワークに係るテナント間のロジカルネットワークをL3で接続する機能、または、同一リージョン内のSDPFサービス（クラウド/サーバー）のベアメタルサーバー及び仮想サーバーを異なるテナントのロジカルネットワークに L2 で接続する機能（ネットワーク共有タイプ）を提供します。<br>2 契約者は、SDPFサービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続するSDPFサービスに係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりそのSDPFサービスに係る契約者の同意を取得していただきます。<br>3 本メニューを利用すると、異なるテナント間での全ての通信が可能となります。契約者の責任において、必要な通信のみが行われるよう、ファイアウォールや経路の設定などでフィルタリングを実施してください。<br>4 本メニューに関連して発生した契約者または第三者の損害について、弊社は責任を負わないものとします。 |

(5) 削除

(6) クラウド/サーバー リージョン間接続

A 提供条件等

(A) 異なるリージョンのクラウド/サーバー ローカルネットワークに係るテナント間のロジカルネットワークをL3で接続する機能を提供します。
(B) 契約者は、契約者の名義と異なるSDPFサービスと接続する場合には、あらかじめそのSDPFサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義のSDPFサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
(C) 本メニューの利用により、異なるリージョン間で全ての通信が可能となります。契約者は、自身の責任において、必要な通信のみが行われるようファイアウォールや経路の設定などを実施するものとします。
(D) 当社は本メニューの機能に係る通信の品質の保証をしません。
(E) 当社は、1のテナントにつき、本メニューの数の上限を32リンクとします。

別紙2　インターネット/関連サービス提供条件等

1　メニュー一覧

| メニュー | 内容 |
|---|---|
| (1) Super OCN Flexible Connect | インターネット接続機能又はインターネット接続に付随する機能をオンデマンドにより提供するもの(Flexible Secure Gateway その他本規約に基づき提供するこのメニュー以外のメニュー等及び当社が本規約以外の契約約款等を定めて提供するものを除きます。) |
| (2) DNS | 契約者独自ドメインの名前解決のための外部向けコンテンツサーバー(権威DNSサーバー)を提供するもの |
| (3) 削除 | 削除 |
| (4) 削除 | 削除 |
| (5) Flexible Secure Gateway | 負荷分散されたインターネット接続機能及びセキュリティ機能をオンデマンドに提供するもの |
| (6) CDN Platform Powered by EdgeCast | グローバルに分散配置した EdgeCast のキャッシュサーバーにより、安定した配信とパフォーマンスの向上を実現する、コンテンツ配信を提供するもの |
| (7) CDN/Edge Platform Powered by Akamai | グローバルに分散配置した Akamai のエッジプラットフォームにより、安定した配信とパフォーマンスの向上を実現する高機能コンテンツ配信、および安全性を実現する高度セキュリティを提供するもの |
| (8) Flexible Internet Gateway | Flexible InterConnect と接続した環境からのインターネット接続機能及びセキュリティ機能等を提供するもの |
| (9) vUTM2 | Flexible InterConnect と接続した環境からのインターネット接続機能及びセキュリティ機能等をオンデマンドに提供するものであって、特定通信に係る帯域の制御を実施するプランがあるもの |
| (10) Secure Web Access | インターネット通信に対するセキュリティ機能をクラウド(SaaS サービス)で提供するもの |

2　各メニュー等の提供条件等

(1) Super OCN Flexible Connect

A　提供条件等

(A) 用語の定義

| 用語 | 内容 |
|---|---|
| サービス取扱所 | Super OCN Flexible Connectに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所 |
| アクセス回線 | 当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、Super OCN Flexible Connectに係るネットワークに接続するために利用されるもの |
| 回線収容部 | アクセス回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 |
| サービス分界点 | 1　Super OCN Flexible Connectと、当社又は当社以外の事業者が提供するサービスであってSuper OCN Flexible Connect以外のものとを接続する場合における、その接続点<br>2　インターネット接続点(Super OCN Flexible Connectとインターネットとの接続点をいいます。以下、同じとします。) |
| 提携事業者 | 1　共通編第5条(用語の定義)に定める提携事業者<br>2　アクセス回線を設置又は設定する事業者 |
| サービス接続利用形態 | アクセス回線の終端におけるサービス分界点を介して接続する当社又は当社以外の事業者が提供するサービス(Super OCN Flexible Connect以外のものとします。)からSuper OCN Flexible Connectを利用する利用形態 |
| 直接接続利用形態 | アクセス回線の終端における端末設備又は自営電気通信設備からSuper OCN Flexible Connectを利用する利用形態 |
| 回線終端装置 | アクセス回線の終端の場所に当社又はアクセス回線を設置する事業者が設置する装置(端末設備を除きます。) |
| 技術基準等 | 1　端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)<br>2　端末設備等の接続の技術的条件(以下、「技術的条件」といいます。) |
| ギャランティ | 契約者が指定する帯域(契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社指定帯域とします。)に係る通信速度を上限として、その通信速度を確保して提供するもの |
| オートスケーリング | 事前に設定されたルールに従って、対象リソースの利用状況等をモニタリングし、その利用状況等が発動条件に合致した場合には、自動的に対象リソースの利用内容や設定内容を変更する制御を行うこと(対象リソースには、Super OCN Flexible Connectのリソースのほか、他のSDPFサービスのメニュー等に係るものを含むものとし、詳細は当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。) |

(B)共通に係るもの

a メニュー等の責任範囲等

(a) 当社は、サービス接続利用形態においてはサービス分界点までを、直接接続利用形態においてはアクセス回線の終端までを責任範囲として、Super OCN Flexible Connectを提供します。

(b) 当社は、次に掲げる区間において、Super OCN Flexible Connectを提供します。

(i) サービス分界点相互間(同一のサービス分界点に終始する場合を含みます。)

(ii) サービス分界点とアクセス回線の終端との間

(iii) アクセス回線の終端相互間

b アクセス回線の終端

(a) サービス接続利用形態におけるアクセス回線の終端の場所は、サービス取扱所内とし、当社が指定します。

(b) 直接接続利用形態におけるアクセス回線の終端については、次によります。

(i) 契約者は、アクセス回線の終端の場所について、当社に申し出ていただきます。

(ii) (i)の場所内の建物又は工作物に設置された回線終端装置又は配線盤等をアクセス回線の終端とします。

(iii) 契約者は、(i)及び(ii)の場所等について、契約者以外の者が管理する場合には、その管理者の同意を得ていただきます。

(iv) 当社は、(i)及び(ii)の場所等について、必要に応じて契約者と協議を行い、それにより決定します。

c アクセス回線の収容

(a) アクセス回線は、当社が指定するサービス取扱所の回線収容部に収容します。

(b) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に収容されているサービス取扱所又は回線収容部とは異なるサービス取扱所又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

d 利用の制限

(a) 共通編第18条(利用の制限)のほか、次の場合には、契約者が行う通信について相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。

(i) 通信が著しくふくそうしたとき。

(ii) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。

(iii) その通信に係る発信元のIPアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。

(b) 契約者は、Super OCN Flexible Connectと接続する当社又は当社以外の事業者のサービスを利用することができない場合は、Super OCN Flexible Connectを利用することができないことがあります。

(c) 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。

(d) 当社は、d(利用の制限)の規定による措置を実施する場合において、契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。d(利用の制限)の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。

(e) 当社は、Super OCN Flexible Connectについて、共通編第32条(契約者の義務)第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。

e アクセス回線の設置場所の提供等

契約者は、直接接続利用形態における次に掲げる事項については、契約者の責任と費用負担において用意するものとします。

(a) アクセス回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社又は当社以外の事業者がアクセス回線を設置するために必要な場所。

(b) Super OCN Flexible Connectに係る契約に基づき設置する端末設備その他の設備に必要な電気。

(c) アクセス回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内における工事に必要な立会い等の対応。

(d) アクセス回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社又は当社以外の事業者の設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合における、その特別な設備。

f 利用停止

当社は、共通編第17条(利用停止)のほか、契約者が次のいずれかに該当する場合には、Super OCN Flexible Connectの全部又は一部の利用を停止することがあります。

(a) 直接接続利用形態において、アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合に、当社が行う検査を受けることを拒んだとき。

(b) (a)に定める検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。

g 免責

当社は、共通編第29条(免責)のほか、直接接続利用形態において、Super OCN Flexible Connectに係る設備その他

の設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に必要な範囲において、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しません。

ただし、当社の故意又は重過失により損害を与えたときは、本項を適用しないものとします。

h 契約者の義務

当社は、共通編第32条（契約者の義務）のほか、直接接続利用形態において、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。

(a) 当社が設置した設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡する行為（ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。）

(b) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が設置した設備に他の機械、付加物品等を取り付ける行為

(c) 当社が設置した設備の保管にあたり、善良な管理者の注意を怠る行為

i 当社又は他社の電気通信回線の接続

(a) 契約者は、直接接続利用形態に係るアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、アクセス回線と当社又は当社以外の事業者が提供する電気通信回線との接続を行うことができます。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(i) アクセス回線の終端が契約者以外の者が管理する場所に所在する場合であって、その管理者がその接続に同意しないとき。

(ii) その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の事業者の契約約款等の規定により、その接続が制限されるとき。

(b) 当社は、(a)の規定により電気通信回線を相互に接続して行う通信について、その品質を保証しません。

j 自営端末設備等の維持・切分

契約者は、直接接続利用形態において、自営端末設備又は自営電気通信設備について、次のとおり取り扱うものとします。

(a) 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(b) 契約者は、Super OCN Flexible Connectを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(c) 前項の故障の確認に際して、又は契約者から前項の当社への修理の請求があったときは、当社は、サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

(d) 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

k 自営端末設備の接続

直接接続利用形態における自営端末設備の接続については、次のとおりとします。

(a) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下、「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます。）第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社が指定する方法によりその接続の請求をしていただきます。

(b) 当社は、(a)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(i) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(ii) その接続が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

(iii) 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。

(c) 当社は、(b)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(i) 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

(ii) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(d) (c)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(e) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りでありません。
(f) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(a)から(e)までの規定に準じて取り扱います。
(g) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

l 自営端末設備に異常がある場合等の検査

直接接続利用形態における自営端末設備に異常がある場合等の検査については、次のとおりとします。

(a) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。
(b) (a)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
(c) (a)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

m 自営電気通信設備の接続

直接接続利用形態における自営電気通信設備の接続については、次のとおりとします。

(a) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により、その接続の請求をしていただきます。
(b) 当社は、(a)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
(i) その接続が技術基準等に適合しないとき。
(ii) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
(c) 当社は、(b)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
(d) (c)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
(e) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
(f) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(a)から(e)までの規定に準じて取り扱います。
(g) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

n 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

直接接続利用形態において自営電気通信設備に異常がある場合等の検査については、l（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

(C)メニュー及び料金プランに係るもの

a 当社は、Super OCN Flexible Connectについて、次のとおりメニューを定めます。

| メニュー | | 提供条件等 |
|---|---|---|
| 回線リソース | | アクセス回線の終端におけるサービス分界点又はアクセス回線の終端における端末設備等からSuper OCN Flexible Connectに係るネットワークに接続するためのリソース（アクセス回線を含む）とします。 |
| | FIC接続 | (1) FIC接続は、当社のFlexible InterConnectからSuper OCN Flexible Connectに接続可能なサービス接続利用形態のメニューとします。<br>(2) FIC接続の通信品質は、次のとおりとします。<br>A Super OCN Flexible Connectの責任範囲内に終始する通信<br>ギャランティの通信品質により提供します。<br>B Super OCN Flexible Connectの責任範囲を超えた通信（インターネット接続通信等）<br>通信品質を保証しません。<br>(3) FIC接続の申込みは、当社のFlexible InterConnectの申込みを介して行っていただきます。 |
| | イーサアクセスライン接続 | (1) イーサアクセスライン接続は、当社が用意するアクセスラインを用いてSuper OCN Flexible Connectに接続する直接接続利用形態のメニューとします。<br>(2) イーサアクセスライン接続の通信品質は、次のとおりとします。<br>A Super OCN Flexible Connectの責任範囲内に終始する通信<br>ギャランティの通信品質により提供します。<br>B Super OCN Flexible Connectの責任範囲を超えた通信（インターネット接続通信等） |

| | | |
|---|---|---|
| | | 通信品質を保証しません。<br>(3) イーサアクセスライン接続には、次のとおり最低利用期間があります。<br>A 最低利用期間<br>1年間とします。<br>B 最低利用期間の起算日<br>契約者が回線リソースをアクティベートした日とします。<br>C 最低利用期間内に廃止等があった場合の扱い<br>契約者は、最低利用期間内に回線リソースの廃止があった場合は、廃止のあった料金月における基準額(bの料金プランの規定において定めます。)に残余の期間(廃止のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。<br>(4) イーサアクセスライン接続の申込みは、Consoleによる申込みのほか、当社が指定する方法・様式による申込みを合わせて行っていただきます。<br>(5) 契約者は、イーサアクセスライン接続について、アクセス回線の終端の場所の変更(アクセス回線の終端のある建物内において変更する場合に限ります。)に限り変更を請求することができます。 |
| ルーティングリソース | | Super OCN Flexible Connectに係るネットワーク内における通信又はインターネット接続を行うためのリソースとします。 |
| コミット帯域リソース | | 利用料金の適用に関係するコミット帯域の管理を行うためのリソースとします。<br>(1) 1のテナントにおいてコミット帯域リソースが設定されていない場合は、そのテナントにおける最初のルーティングリソースの設定と同時に、コミット帯域10Mbpsのコミット帯域リソースが自動的に設定されます。<br>(2) 契約者は、コミット帯域の変更を行うことができます。この場合、変更後のコミット帯域の反映は、次によります。<br>A コミット帯域リソースが最初に設定された料金月にコミット帯域の変更を行う場合<br>その料金月における最後の変更値が、その料金月の利用に係る利用料金に反映されます。<br>B コミット帯域リソースが最初に設定された料金月の翌料金月以降にコミット帯域の変更を行う場合<br>その料金月における最後の変更値が、翌料金月の利用に係る利用料金に反映されます。<br>(3) コミット帯域は、利用料金の適用に関係するものであり、実際の利用に係る通信速度には影響しません。 |
| OCN割当IPアドレスリソース | | ネットワークアドレスの割当て及び管理を行うためのリソースとします。 |
| IRR Objectリソース | | Super OCN Flexible Connectに係るネットワークと接続する際に利用する、お客さまが保有しているGlobal AS/IPアドレスブロックのIRR Objectの管理を行うためのリソースとします。 |
| JPNIC担当グループリソース | | JPNICデータベースへの登録を代行するために必要となる担当者(担当グループ)情報の管理を行うためのリソースとします。 |
| オートスケーリングリソース | | (1) オートスケーリングを行うためのリソースとします。<br>(2) 当社は、オートスケーリングによらない申込みとの競合又は変更対象リソースに係る設備の故障等により、オートスケーリングが機能しない場合がある等、オートスケーリングの完全性を保証するものではなく、オートスケーリングの利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。 |
| アクセスコントロールリストリソース | | アクセスコントロールリストの設定を行うためのリソースとします。 |

b 当社は、Super OCN Flexible Connectについて、次のとおり料金プランを定めます。

| 料金プラン | 提供条件等 |
|---|---|
| トラフィック課金プラン | 一定時間ごとに測定した通信速度(Mbps)に応じた利用料金の適用があるもの |
| 帯域課金プラン | トラフィック課金プラン以外のもの |

備考

1 契約者は、料金プランをテナント単位で選択するものとします。

2 当社は、テナント新設時に契約者が料金プランを選択しなかった場合は、そのテナントについて帯域課金プランが選択されたものとして取り扱います。

3 契約者は、料金プランの変更を行うことができます。この場合、変更後の料金プランの反映は、次によります。

(1) テナントが新設された料金月に料金プランの変更を行う場合

その料金月における最後の変更が、その料金月の利用に係る利用料金に反映されます。
(2) テナントが新設された料金月の翌料金月以降に料金プランの変更を行う場合
その料金月における最後の変更が、翌料金月の利用に係る利用料金に反映されます。
4 回線リソース(イーサアクセスライン接続に限ります。)に設定される最低利用期間の基準額は、次のとおりとします。
(1) トラフィック課金プラン
アクセス回線利用料の月額上限料金
(2) 帯域課金プラン
そのインターフェースにおいて最低となる確保帯域の帯域利用料の月額上限料金
5 契約者は、帯域課金プランを利用しようとするときは、あらかじめ回線リソースの確保帯域を指定するものとします。
6 契約者は、帯域課金プランにおける回線リソースの確保帯域を変更しようとするときは、変更前後でインターフェースが同一となる場合に限り、その変更を行うことができます。

c 契約者は、契約者の責任において、サービスメニュー等を組み合わせてSuper OCN Flexible Connectを利用するものとし、組合せに応じて算出された利用料金の支払いを要します。

B 料金算定方法

(A) Super OCN Flexible Connectの利用料金は、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)の規定、B(料金算定方法)に定める算定方法等及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。
(B) Super OCN Flexible Connectの利用料金は、1のお客様契約番号ごとに、そのお客様契約番号に属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。
(C) 1のテナントにおける利用料金は、そのテナントに属するリソースに応じて適用します。
(D) Super OCN Flexible Connectの利用料金は、コミット帯域利用料、ルーティング利用料、アクセス回線利用料、帯域利用料及びアクセスコントロールリスト利用料とします。
(E) コミット帯域利用料、アクセス回線利用料、帯域利用料及びアクセスコントロールリスト利用料は、次のとおり適用します。
a 当社は、それぞれの利用料金について、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)の1の表に定める「従量上限(メニュー等の変更あり)」の場合の算定方法に基づき、次のとおり適用します。
(a) コミット帯域利用料
そのテナントに属するコミット帯域リソースごとのコミット帯域に応じて適用します。
(b) アクセス回線利用料
そのテナントに属する回線リソースごとのメニュー等に応じて適用します。
(c) 帯域利用料
そのテナントに属する回線リソースごとのメニュー等に応じて適用します。
(d) アクセスコントロールリスト利用料
そのテナントに属するアクセスコントロールリストリソースごとに登録されたルール数に応じて適用します。
b 共通編料金表第1表の該当箇所に定める期間料金の算出にあたり、利用日数には、開通日及び廃止日をそれぞれ含むものとします。
c 共通編料金表第1表の該当箇所に定める月額上限料金は、次のとおりとします。
(a) (b)以外の利用料金に係るもの
20日間(分単位の場合は20日間に相当する分とします。)利用した場合の料金額
(b) アクセスコントロールリスト利用料
200,000円(220,000円)
(F) ルーティング利用料は、そのテナントに属する各ルーティングリソースの利用帯域をすべて合算し、その合算帯域(95パーセンタイル値とします。)がコミット帯域を超過した場合に、その超過部分の値に応じて適用します。
(G) (F)に定める利用帯域の測定は、次によります。
a 利用帯域は、そのテナントに属する各ルーティングリソースにおいて一定時間ごとに測定した通信速度(Mbps)とし、当社の機器により測定します。
b 利用帯域は、送信と受信とを分けて測定します。
c 契約名義人に係るSuper OCN Flexible Connectについて契約名義人以外の第三者が利用して行う通信及び当該Super OCN Flexible Connectの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
d 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。
e 当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった場合は、その正しく測定することができなかった部分の値をゼロとみなします。
f 1Mbps未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
(H) (F)に定める合算帯域の算出は、次によります。
a そのテナントに属する各ルーティングリソースの一定時間ごとの利用帯域について、測定時刻及び時間の同期を保持し

つつ合算します。
b aの合算後の総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値を求めます。
c aとbの手順は、送信と受信とに分けて行います。
d 送信の最大値と受信の最大値とを比較し、いずれか大きい方の値を合算帯域とします。

(I) 契約者は、Super OCN Flexible Connectに係る申込み又は工事を要する請求にあたり、その申込み又は請求が特別な設備の新設、増設、改造若しくは撤去の工事を要するものである場合又はその設備の維持管理に個別の費用を要するものである場合は、当社が別に算定する費用の支払いを要します。

(2) DNS

A 提供条件等

| 提供条件等 |
|---|
| 1 本メニューでは契約者独自ドメインの名前解決のための外部向けコンテンツサーバー(権威DNSサーバー)を提供します。<br>2 本メニューでは、はじめにゾーン(本メニューでドメインを管理する単位であって、1ドメインを1ゾーンとします。以下(2)において同じとします。)を作成していただき、ゾーンの作成・編集・削除、その中に含まれるレコードセットの作成・編集・削除が可能です。<br>3 レコードセットでは正引き、逆引きの両方の設定が可能です。<br>4 本メニューのグローバルIPアドレスに関する逆引き設定は、同一契約内で使用されているグローバルIPアドレスのみ設定可能となります。他契約で利用しているグローバルIPアドレスや未利用のグローバルIPアドレスについて逆引きの設定を行うことはできません。<br>5 本メニューはどのリージョンのどのテナントからも利用可能ですが、本メニューで設定した情報(ゾーン、レコードセット)は設定元のテナントからのみ閲覧、編集、削除が可能です。<br>6 ゾーンの制約条件は、未設定のネームサーバーグループが存在する限り、同一ゾーンは最大3つまで登録が可能です。<br>7 1テナントのDNSメニューで設定可能なゾーンの最大数は100ゾーンとなります。<br>8 レコードセット数は、1つのゾーンで設定可能なレコードセットの最大数は1,000レコードとなります。また、設定可能なキャッシュ保存時間(TTL)は0～86400秒の間の整数値となります。 |

B 料金算定方法

| 算定方法 |
|---|
| 1 当月に利用したゾーンに対し、5ゾーン単位で月額料金を適用します。<br>2 ゾーンは、その月に一度でも利用されたことのあるゾーンを指します。よって、同じゾーンを同じ月に2回設定した場合でも同じゾーンであれば1ゾーンと数えます。 |

(3) 削除

(4) 削除

(5) Flexible Secure Gateway(FSG)

A 提供条件等

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| セル | 1 当社は、FSGにて利用可能なインターネット接続機能及び、プロキシ機能、セキュリティ機能を提供します。<br>2 FSGはベストエフォート(当社が指定した帯域を伝送速度の最大値として設定するものであり、帯域を確保するものではありません。契約者が期待する帯域を下回る可能性があります。)と帯域確保型(インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点との間の区間に限り、通信を確保して提供します。)で提供します。<br>契約者はFSGの利用にあたり、当社が指定した帯域種別に応じ、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるFlexible Secure Gatewayのセルのプランを選択するものとします。<br>なお、「セル」とは、FSGにおいて提供する各種機能をパッケージ化したFSGの提供単位をいいます。以下、同じとします。<br>3 契約者は、1のテナントにつき、最大8のセルグループ(FSGを管理する論理的なグループをいいます。以下、同じとします。)を利用できるものとします。<br>4 契約者は、1のセルグループにつき、最大16のセルを利用できるものとします。<br>5 契約者は、1のセルグループにつき、少なくとも2つ以上のセルを申し込む必要があります。1つのセルのみを申込み、当社のサービス提供のために利用するサーバ及びネット |

| | |
|---|---|
| | ワーク機器の障害、当社のメンテナンスが原因で、セル内の通信が利用できなくなった場合であっても、当社は責任を負わないことを契約者は了承するものとします。<br>6　契約者はFSGの利用にあたり、契約者が指定するFIC-Router(Paired)（SDPFサービス（ネットワーク）の相互接続/関連サービスに係るFlexible InterConnectメニューで規定するものをいいます。）とFSGを接続するために、SDPF Cloud/Server接続（SDPFサービス（ネットワーク）の相互接続/関連サービスに係るFlexible InterConnectメニューで規定するものをいいます。）を申し込むことに同意するものとします。<br>7　契約者は、前項のSDPF Cloud/Server接続の料金の支払を要することにあらかじめ同意します。<br>8　当社は、FSGの機能に係るセル内の通信の品質の保証をしません。<br>9　FSGはPalo Alto Networks, Inc（以下「パロアルト社」といいます。）のセキュリティライセンスを利用しています。<br>10　契約者はFSGの利用にあたり、パロアルト社の発行する合意書（https://www.paloaltonetworks.com/content/dam/pan/en_US/assets/pdf/legal/palo-alto-networks-end-user-license-agreement-eula.pdf）に同意するものとします。当該合意書に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。なお、本規約と当該合意書に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。<br>11　契約者は、パロアルト社のライセンスコードの導入について生じるすべての損害について、当社は責任を負わないことを契約者は了承するものとします。<br>12　パロアルト社が提供する当該サービスの提供を中止又は停止する場合は、当社は、FSGの提供を中止又は停止します。この場合、契約者はFSGが利用できないことについて同意するものとします。<br>13　パロアルト社がFSGに係る料金（パロアルト社が当社に対して請求するものをいいます。）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。<br>14　米ドル-日本円の為替レートが大きく変動した場合、当社は料金表に規定する利用料金を改定できるものとします。その利用料金の改定にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。<br>15　FSGのサポートは当社が実施します。パロアルト社による直接サポートはありません。<br>16　セキュリティログの外部転送における転送先の設定については、契約者が契約者の責任において行うものとします。<br>17　当社はセキュリティログ等の完全性を保証しないものとし、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。 |

B　料金算定方法

| メニュー | 算定方法 |
|---|---|
| セル | FSGの利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づいて適用します。 |

(6)　CDN Platform Powered by EdgeCast

A　提供条件等

(A)　用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 1　コンテンツデリバリーネットワーク | 契約者が保持するホームページ等に係る情報の一部を契約者の指定により、エッジサーバーに保存し、その蓄積した情報の配信を行うもの |
| 2　エッジサーバー | 契約者が保持又は指定するホームページに係る情報を自動的に蓄積する電気通信設備又はその情報へのアクセス情報等の管理を行うために当社若しくは提携事業者が設置する電気通信設備 |
| 3　CDN識別番号 | 利用内容等を識別するための番号であって、CDN Platform Powered by EdgeCastの申込みに基づいて当社が契約者に割り当てるもの |

(B)　利用権の譲渡

a　契約者は、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、CDN Platform Powered by EdgeCastを利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りでありません。

(C)　契約期間

a 本メニューには、契約期間があります。

b aの契約期間は、本メニューの提供を開始した日から起算して1年間とし、1年後の契約期間満了日の1ヶ月前までに当社指定の方法により当社に本メニューの利用を継続しない旨の申出が無い場合、契約期間は1年間自動的に延長されるものとします。以降についても同様とします。

c 契約者は、bの契約期間内(本メニューの利用を継続しない旨の申出が無かったことにより延長された契約期間を含みます。c及びdにおいて同じとします。)に本メニューの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、残余の料金月数(廃止のあった日の属する料金月の翌料金月から契約期間の満了日の属する料金月までとします。)に対応する本メニューの利用料金(加算額を除きます。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

d 契約者は、bの契約期間内に本メニューの利用内容の変更に伴う利用料金(加算額を除きます。)の減額があった場合、当社が定める期日までに、残余の料金月数(その減額となった料金月から契約期間の満了日の属する料金月までとします。)に対応する減額分(加算額を除きます。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

e 当社は、次の場合には、c及びdの規定を適用しません。

(a) 共通編第16条(利用中止)の規定に基づき本メニューの廃止又は利用内容の変更があったとき

(b) 契約期間を延長する場合において、その延長前の契約期間満了日の属する料金月の翌料金月に利用内容の変更があったとき

(D) 契約者が行う本メニューの廃止

a 契約者は、本メニューを廃止しようとするときは、廃止しようとする日の1ヶ月前までに当社指定の方法により当社に通知いただきます。

(E) 利用に係る契約者の義務

a 契約者は、共通編第32条(契約者の義務)に加え、次のことを守っていただきます。

(a) 当社が別途、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定める適正利用規定(CDN AUP)を遵守すること。

(F) その他条件

a 本メニューに係る通信において、当社は本メニューの提供範囲外の電機通信設備に係る通信の品質を保証しません。

b 当社は、共通編第26条(データの消去)に定めるほか、共通編第16条(利用中止)第1項各号に該当するときは、現にエッジサーバーに蓄積している情報の配信を停止し、又は消去することがあります。

c bの規定により現に蓄積している情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

d 当社は、情報の蓄積又は転送等に伴う損害(bの規定により現に蓄積している情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含む)については、責任を負いません。

e 本メニューに係るその他の条件は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定めるものとします。

B 料金算定方法

(A) 本メニューの利用料金は、本別冊、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定める使用料とします。その料金額については、当社が別に定めるものとします。

(B) 本メニューの工事に関する費用は、工事費とし、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定めるところによります。その工事費の額については、当社が別に定めるものとします。

(C) 契約者は、当社が本メニューの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日までの期間(提供を開始した日と廃止のあった日が同一の料金月に属する場合は、1料金月とします。)について、本メニューに係る利用料金の支払いを要します。

(D) 利用料金の返還

a 共通編第20条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、契約者は、次の場合は本メニューを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要しません。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 1 契約者の責めによらない理由により、その本メニューを全く利用できない状態(本メニューに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本メニューについての料金(基本額に限ります)。 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりその本メニューを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本メニューに関する料金(基本額に限ります)。 |
| 3 提携事業者の事業休止等によりそのメニューを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った日から起算し、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応するその本メニューについての料金(基本額に限ります)。 |

b aに関わらず、サービスレベル合意書に定めがある場合は、その定めるところによります。

c　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
d　aの表内の支払いを要しない本メニューについて、複数のCDN識別番号を合わせて1の利用料金を設定している等、CDN識別番号ごとの利用料金が不明確な場合、その利用料金をCDN識別番号の数で割ったものを1のCDN識別番号の利用料金とし、その利用料金に基づき支払いが不要な料金の額を算出します。

(E)　工事費の支払義務

a　本メニューの申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社が別に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその申込み若しくは工事の請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
b　工事の着手後完了前に取消しがあった場合は、aの規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して取消しがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(F)　当社は、共通編料金表通則の規定にかかわらず、本メニューに係る料金等を1のCDN識別番号ごとに請求することがあります。

(G)　本メニューには、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定める料金プランがあります。

(H)　(G)の料金プランには、その料金プランごとに当社が別に定める閾値があります。契約者は、1の料金月においてその閾値を超過した場合は、使用料の基本額に加えて使用料の加算額を支払うものとします。

(I)　当社は、料金プランの変更の申込みがあったときは、その承諾日の翌料金月から変更後の料金プランを適用します。

(J)　契約者は、使用料の基本額が減額となる料金プランの変更を請求することはできません。ただし、契約期間を延長する場合であって、その延長前の契約期間満了日の属する料金月の翌料金月に変更後の料金プランを適用する場合を除きます。

(K)　利用料金の算定に必要な事項が当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった場合の取扱いについては、当社が別に定めるものとします。

(7)　CDN/Edge Platform Powered by Akamai

A　提供条件等

(A)　用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 1　コンテンツデリバリーネットワーク | 契約者が保持するホームページ等に係る情報の一部を契約者の指定により、エッジサーバーに保存し、その蓄積した情報の配信を行うもの |
| 2　エッジサーバー | 契約者が保持又は指定するホームページに係る情報を自動的に蓄積する電気通信設備又はその情報へのアクセス情報等の管理を行うために当社若しくは提携事業者が設置する電気通信設備 |
| 3　CDN識別番号 | 利用内容等を識別するための番号であって、CDN/Edge Platform Powered by Akamaiの申込みに基づいて当社が契約者に割り当てるもの |

(B)　利用権の譲渡

a　契約者は、共通編第13条(契約に基づく権利の譲渡)の規定にかかわらず、CDN/Edge Platform Powered by Akamaiを利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りでありません。

(C)　契約期間

a　本メニューには、契約期間があります。
b　aの契約期間は、本メニューの提供を開始した日から起算して1年間とし、1年後の契約期間満了日の1ヶ月前までに当社指定の方法により当社に本メニューの利用を継続しない旨の申出が無い場合、契約期間は1年間自動的に延長されるものとします。以降についても同様とします。
c　契約者は、bの契約期間内(本メニューの利用を継続しない旨の申出が無かったことにより延長された契約期間を含みます。c及びdにおいて同じとします。)に本メニューの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、残余の料金月数(廃止のあった日の属する料金月の翌料金月から契約期間の満了日の属する料金月までとします。)に対応する本メニューの利用料金(加算額を除きます。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
d　契約者は、bの契約期間内に本メニューの利用内容の変更に伴う利用料金(加算額を除きます。)の減額があった場合、当社が定める期日までに、残余の料金月数(その減額となった料金月から契約期間の満了日の属する料金月までとします。)に対応する減額分(加算額を除きます。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
e　当社は、次の場合には、c及びdの規定を適用しません。
(a)　共通編第16条(利用中止)の規定に基づき本メニューの廃止又は利用内容の変更があったとき
(b)　契約期間を延長する場合において、その延長前の契約期間満了日の属する料金月の翌料金月に利用内容の変更があったとき

(D)　契約者が行う本メニューの廃止

a　契約者は、本メニューを廃止しようとするときは、廃止しようとする日の1ヶ月前までに当社指定の方法により当社に通知いただきます。

(E)　利用に係る契約者の義務

a 契約者は、共通編第32条(契約者の義務)に加え、次のことを守っていただきます。

(a) 当社が別途、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定める適正利用規定(CDN AUP)を遵守すること。

(F) その他条件

a 本メニューに係る通信において、当社は本メニューの提供範囲外の電機通信設備に係る通信の品質を保証しません。

b 当社は、共通編第26条(データの消去)に定めるほか、共通編第16条(利用中止)第1項各号に該当するときは、現にエッジサーバーに蓄積している情報の配信を停止し、又は消去することがあります。

c bの規定により現に蓄積している情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

d 当社は、情報の蓄積又は転送等に伴う損害(bの規定により現に蓄積している情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含む)については、責任を負いません。

e 本メニューに係るその他の条件は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定めるものとします。

B 料金算定方法

(A) 本メニューの利用料金は、本別冊、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定める使用料とします。その料金額については、当社が別に定めるものとします。

(B) 本メニューの工事に関する費用は、工事費とし、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定めるところによります。その工事費の額については、当社が別に定めるものとします。

(C) 契約者は、当社が本メニューの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日までの期間(提供を開始した日と廃止のあった日が同一の料金月に属する場合は、1料金月とします。)について、本メニューに係る利用料金の支払いを要します。

(D) 利用料金の返還

a 共通編第20条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、契約者は、次の場合は本メニューを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要しません。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 1 契約者の責めによらない理由により、その本メニューを全く利用できない状態(本メニューに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本メニューについての料金(基本額に限ります)。 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりその本メニューを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本メニューに関する料金(基本額に限ります)。 |
| 3 提携事業者の事業休止等によりそのメニューを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った日から起算し、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応するその本メニューについての料金(基本額に限ります)。 |

b aに関わらず、サービスレベル合意書に定めがある場合は、その定めるところによります。

c 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

d aの表内の支払いを要しない本メニューについて、複数のCDN識別番号を合わせて1の利用料金を設定している等、CDN識別番号ごとの利用料金が不明確な場合、その利用料金をCDN識別番号の数で割ったものを1のCDN識別番号の利用料金とし、その利用料金に基づき支払いが不要な料金の額を算出します。

(E) 工事費の支払義務

a 本メニューの申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社が別に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその申込み若しくは工事の請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

b 工事の着手後完了前に取消しがあった場合は、aの規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して取消しがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(F) 当社は、共通編料金表通則の規定にかかわらず、本メニューに係る料金等を1のCDN識別番号ごとに請求することがあります。

(G) 本メニューには、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)又は当社が別に定める料金プランがあります。

(H) (G)の料金プランには、その料金プランごとに当社が別に定める閾値があります。契約者は、1の料金月においてその閾値を超過した場合は、使用料の基本額に加えて使用料の加算額を支払うものとします。

(I) 当社は、料金プランの変更の申込みがあったときは、その承諾日の翌料金月から変更後の料金プランを適用します。

(J) 契約者は、使用料の基本額が減額となる料金プランの変更及びNetStorageのディスク容量を減少させる変更を請求することはできません。ただし、契約期間を延長する場合であって、その延長前の契約期間満了日の属する料金月の翌料金月に変更後の料金プラン及びディスク容量を適用する場合を除きます。

(K) 利用料金の算定に必要な事項が当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった場合の取扱いについては、当社が別に定めるものとします。

(8) Flexible Internet Gateway

A 提供条件等

(A) 用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 1 エリア | 当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるFlexible Internet Gatewayの基盤の所在地域 |
| 2 回線品目 | Flexible Internet Gatewayの利用単位ごとの回線種別及び回線帯域 |
| 3 回線種別 | Flexible Internet Gatewayを利用した通信の通信品質 |
| 4 回線帯域 | Flexible Internet Gatewayを利用した通信の符号伝送速度 |
| 5 UTMスペックプラン | Flexible Internet Gatewayの利用単位ごとのUTMのスペックのプラン |

(B) インターネット接続機能及びセキュリティ機能に係るもの

a 当社は、Flexible Internet Gatewayにて利用可能なインターネット接続機能及びセキュリティ機能を提供します。

b 契約者は、Flexible Internet Gatewayの申込みにあたり、エリアを指定するものとします。

c 当社は、Flexible Internet Gatewayについて、次表に定める回線品目及びUTMスペックプランを提供します。

| 区　分 | | 内　容 |
|---|---|---|
| 回線品目 | 回線種別 | (a) ベストエフォート(当社が指定した帯域を符号伝送速度の最大値として設定するが、当該帯域を確保するものではなく、契約者が期待する帯域を下回る可能性があるもの。)<br>(b) 帯域確保型(インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点との間の区間に限り、契約者が指定した回線帯域を確保して提供するもの。) |
| | 回線帯域 | 当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。 |
| UTMスペックプラン | | (a) Small<br>(b) Medium<br>(c) Large<br>(d) Enterprise |

d 契約者は、Flexible Internet Gatewayの利用にあたり、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところにより、あらかじめ回線品目及びUTMスペックプランを選択するものとします。選択した回線品目又はUTMスペックプランを変更しようとする場合も同様とします。

e 契約者は、Flexible Internet Gatewayの利用にあたり、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところにより、この別冊の別紙1に定めるFlexible InterConnectメニューを申込む必要があります。

f セキュリティ機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてWebサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称とします。以下(E)までにおいて同じとします。)の検知及び駆除、マルウェアの検知されたWebサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。

g 当社は、セキュリティ機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

h セキュリティ機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。

i 当社は、セキュリティ機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(C) ログ機能に係るもの

a 当社は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する内容に係るログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能を提供します。この場合において、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の内容については保証をしないものとし、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

b ログ転送機能における転送先の設定については、契約者が契約者の責任において行うものとします。

(D) DNS機能に係るもの

a 当社は、Flexible Internet GatewayにおいてDNS機能(当社のドメイン名管理装置を用いてリゾルバ機能(ドメイン名を元にIPアドレスの情報の検索を行う又はIPアドレスからドメイン名の情報の検索を行う等の、ドメイン名に係る名前解決を行うものをいいます。)を提供するものをいいます。以下(D)において同じとします。)を提供します。

b 当社が提供するDNS機能には、次の種類があります。

(a) C&Cサーバ等との通信の遮断等を行うもの

DNS機能を利用した通信を行う者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェアに感染すること等により、その通信利用者がC&Cサーバ(コマンド&コントロールサーバの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。)等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、その通信利用者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するもの(この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。)

(b) C&Cサーバ等との通信の遮断等を行わないもの

他の条件を同一としたまま、(a)に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等を行わないようにするもの

(E) 情報の取得に係るもの

a 当社は、マルウェアの検知、ログ閲覧、ログレポート又はログ転送等のFlexible Internet Gatewayに係る機能を提供する目的において、Flexible Internet Gatewayの利用者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。

b 契約者は、aに定める事項について、あらかじめ包括的に同意するものとします。

B 料金算定方法

(A) Flexible Internet Gatewayに係る利用料金は、回線品目とUTMスペックプランに応じてそれぞれ定めるものとし、それらを合算して適用します。

(B) Flexible Internet Gatewayに係る利用料金は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

| 料金種別 | 内　　容 |
|---|---|
| 月額固定 | 1 月額固定は、Web料金表に規定する回線品目とUTMスペックプランの月額定額料金を用いて算出するものをいいます。<br>2 利用時間にかかわらず、Web料金表に規定する回線品目の月額定額料金とUTMスペックプランの月額定額料金を合算したものを月額料金として適用します。なお、月額固定料金は日割りしません。<br>3 1の料金月においてFlexible Internet Gatewayに係る回線品目の変更があった場合は、当社は、その料金月において利用した回線品目の料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。<br>UTMスペックプランの変更があった場合も同様とします。 |

(C) 契約者は、Flexible Internet Gatewayの利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、Flexible Internet Gatewayの利用終了の日を含む料金月までの利用料金の支払いを要します。

(D) 1の料金月においてFlexible Internet Gatewayの利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、その料金月において利用料金の支払いを要します。

(E) 当社は、Flexible Internet Gatewayの工事費をWeb料金表において定めます。

(F) 当社は、Flexible Internet Gatewayに係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間(JST)を用いて計算します。

(9) vUTM2

A 提供条件等

(A) インターネット接続機能及びセキュリティ機能に係るもの

a 当社は、vUTM2においてインターネット接続機能及びセキュリティ機能を提供します。

b 契約者は、1のテナントにつき、最大5のvUTM2を追加できるものとします。

c 契約者は、vUTM2の利用にあたり、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところにより、この別冊の別紙1に定めるFlexible InterConnectを申込む必要があります。

d 契約者は、vUTM2の申込みにあたり、次表に定めるプランを選択するものとします。

| 区分 | 内容 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| スマートベーシック | 1　回線帯域（当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるものをいいます。以下同じとします。）を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、その帯域の制御を実施するもの<br>2　回線帯域を最大とする符号伝送速度による通信が可能なもの |
| ベーシック | 回線帯域を最大とする符号伝送速度による通信が可能なもの |

備考

1　当社は、vUTM2について当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定める回線帯域を符号伝送速度の最大として設定します。

ただし、帯域を確保するものではないため、契約者が期待する符号伝送速度を下回る場合があります。

2　契約者は、vUTM2のプランについて、ベーシックからスマートベーシックへの変更に限り請求することができるものとします。

3　契約者は、当社がスマートベーシックの提供にあたり、当社がスマートベーシックを利用する契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等およびアプリケーション層のデータ等を取得するとともに、帯域制御の対象となる通信と識別された場合は、その通信データの流量調整を行うことについて、あらかじめ同意します。

4　当社は、備考3に定める通信の識別及び帯域制御の完全性を保証するものではなく、それらが機能しなかったことによって契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

5　セキュリティ機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてWebサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称とします。以下(9)vUTM2において同じとします。）の検知及び駆除、マルウェアの検知されたWebサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。

6　当社は、セキュリティ機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

7　セキュリティ機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。

8　当社は、セキュリティ機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

9　当社は、vUTM2のプランに係るその他条件については当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めます。

(B)　ログ機能に係るもの

a　当社は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載する内容に係るログ閲覧機能等を提供します。

b　当社は、ログ閲覧機能等に係る内容の保証をしないものとし、ログ閲覧機能等の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(C)　DNS機能に係るもの

a　当社は、vUTM2においてDNS機能（当社のドメイン名管理装置を用いてリゾルバ機能（ドメイン名を元にIPアドレスの情報の検索を行う又はIPアドレスからドメイン名の情報の検索を行う等の、ドメイン名に係る名前解決を行うものをいいます。）を提供するものをいいます。以下(D)において同じとします。）を提供します。

b　当社が提供するDNS機能には、次の種類があります。

(a)　C&Cサーバ等との通信の遮断等を行うもの

DNS機能を利用した通信を行う者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェアに感染すること等により、その通信利用者がC&Cサーバ（コマンド＆コントロールサーバの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、その通信利用者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するもの（この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。）

(b)　C&Cサーバ等との通信の遮断等を行わないもの

他の条件を同一としたまま、(a)に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等を行わないようにするもの

(D)　情報の取得に係るもの

a　当社は、マルウェアの検知、ログ閲覧等のvUTM2に係る機能を提供する目的において、vUTM2の利用者の通信に係るIPアドレス、ポート番号、アプリケーション層のデータ等を取得するものとします。

b　契約者は、aに定める事項について、あらかじめ包括的に同意するものとします。

(E)　責任の制限に係るもの

共通編第27条（責任の制限）のほか、当社の責めによらない原因での故障又は障害（サービスの一部を構成する第三者の電気通信設備・電気通信回線・製品・ソフトウェア等に起因する障害を含みます。）については、当社は責任を負わないものとします。

(F) オプション

当社は、vUTM2において次のオプションを提供します。

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 特定経路配信オプション | 契約者があらかじめ指定したIPアドレスに限り、インターネット接続機能を利用可能とするオプションをいいます。 |
| カスタマサポートオプション | 契約者からの問合せをチケット起票で受付け、その問い合わせのチケットに回答する形で対応するものをいいます。 |
| 備考　特定経路配信オプション及びカスタマサポートオプションに係るその他条件及び料金等の詳細は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com）に定めます。 | |

B 料金算定方法

(A) vUTM2に係る利用料金は、別段の定めがない限り、1の料金月において共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づき、そのvUTM2に係るプラン又はオプションごとに算出するものとします。

(B) vUTM2のオプション（カスタマサポートオプションに限ります。）の利用料金の額については、次表に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づき算出するものとします。

| 料金種別 | 内　　容 |
|---|---|
| 月額固定 | 1 vUTM2ごとに、利用時間にかかわらずWeb料金表に規定するカスタマサポートオプションの定額の料金額を月額固定料金として適用します。<br>この場合において、月額固定料金は日割りしません。<br>2 利用開始と利用廃止の複数回の実施等によってカスタマサポートオプションの利用期間が複数回に分断される場合であっても、分断された回数によらず、その料金月に係る1カ月分の月額固定料金を適用します。 |

(C) vUTM2のオプション（特定経路配信機能に限ります。）の利用料金の額については、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる従量上限料金の算定方法及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づき算出します。

この場合の利用の開始又は廃止に係る時刻は、次のとおりとします。

a 利用の開始の時刻は、少なくとも1つの配信経路（契約者が指定したIPアドレスに係る範囲をいいます。以下同じとします。）を当社ポータルに登録した時刻とします。

b 廃止に係る時刻は、すべての配信経路を当社ポータルから削除した時刻とします。

(10) Secure Web Access

A 提供条件等

(A) 用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 1 Menlo規約 | Menlo Security, Inc,（以下、「Menlo」といいます。）が定めるMenlo Security End User License Agreementのことをいいます。<br>URL：https://www.menlosecurity.com/eula |
| 2 保守サービス | Secure Web Accessのうち当社が提供するSecure Web Accessの保守サービスをいいます。保守サービスの範囲は、当社の提供条件書等（サービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）、提供条件書、重要事項説明書などをいいます。以下、同じとします。）に定めるとおりとします。 |

(B) 提供メニューに係るもの

a Menloは、Secure Web Accessのうち、ライセンスプランにて利用可能なセキュリティ機能を提供します。なお、当社はSecure Web Accessのうち、保守サービス及び導入サポートを提供します。

b 契約者は、Secure Web Accessの申込みにあたり、利用開始日やSecure Web Accessの利用に関する情報を指定するものとします。

c 当社は、Secure Web Accessについて、次表のとおりプラン等を定めます。

| 区　分 | 内　　容 |
|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| ライセンスプラン | クラウドプロキシ for docomo business RINK | docomo business RINKにおいて、インターネットブレイクアウト通信に対して、セキュリティ機能(クラウドプロキシ機能)を提供するもの |
| | Flexible Secure Gateway Web無害化オプション | Flexible Secure Gateway の有償オプションとして、Web無害化を提供するもの |
| | Menlo Security | 当社の提供条件書等に定めるところによります。 |
| 導入サポート | | 当社の提供条件書等に定めるところによります。 |

d 契約者は、Secure Web Accessの利用にあたり、当社の提供条件書等に定めるところにより、あらかじめプラン等を選択するものとします。

e 契約者は、ライセンスプランのうちFlexible Secure Gateway Web無害化オプションの利用にあたり、当社の提供条件書等に定めるところにより、本規約の別紙2 2 各メニューの提供条件等の(5)Flexible Secure Gatewayに定めるFlexible Secure Gatewayメニューを申込む必要があります。

f 契約者は、導入サポートの利用にあたり、当社の提供条件書等に定めるところにより、ライセンスプランのうちMenlo Securityを申込む必要があります。

g 共通編第27条(責任の制限)の定めによらず、当社は、ライセンスプランにおいてMenloの責に起因して契約者に生じた損害については、Menlo規約が適用されるものとし、当社は契約者の損害を賠償する責任を負わないものとします。

(C) 契約の適用

a 契約者は、Secure Web Accessのうち、ライセンスプランに係るメニューの利用にあたり、Menloと直接Menlo規約に基づき契約を締結するものとします。契約者は、当該契約に基づき、Menloから直接ライセンスプランに係るメニューの提供を受けるものとします。ライセンスプランに係るメニューに関して、本規約及び提供条件書等に定めていない提供条件については、Menlo規約の定めるところによります。

ただし、Menlo規約のうち、「SECTION 4. ORDERS, FEES, AND PAYMENT」に定める規定は、本規約及び提供条件書等に定める内容を適用するものとします。

なお、Menloはライセンスプランに係るメニューの変更ならびに適用される法律の変更に伴い、Menlo規約を適宜変更することができるものとします。

b 当社は、共通編第8条(SDPFサービスの契約申込の承諾)第2項のほか、Secure Web Accessの申込者が、当社が指定するSecure Web Accessの提供条件書等の内容を受け入れない場合には、そのSecure Web Accessの申込みを承諾しない場合があります。

c 前項までに定めるほか、Secure Web Accessの提供条件は提供条件書等に定めるところによるものとし、本規約と提供条件書等との間に齟齬があった場合は、提供条件書等の規定を優先するものとします。

B 料金算定方法

(A) Secure Web Accessに係る利用料金は、プラン等に応じてそれぞれ定めるものとし、それらを合算して適用します。

(B) Secure Web Accessに係る利用料金は、別段の定めがない限り、提供条件書等に基づき算出されるものとします。

| 区　分 | | 内　容 |
|---|---|---|
| ライセンスプラン | クラウドプロキシ for docomo business RINK | 1 提供条件書等に定める期間の利用料金を、初回請求時に一括してお支払いいただきます。<br>2 利用期間内に契約の解除があった場合、利用料金を返金しません。 |
| | Flexible Secure Gateway Web無害化オプション | プランごとに利用時間に関わらず、提供条件書等に規定する料金額を月額固定料金として適用します。<br>この場合において、月額固定料金は日割りしません。 |
| | Menlo Security | 1 提供条件書等に定める期間の利用料金を、初回請求時に一括してお支払いいただきます。<br>2 利用期間内に契約の解除があった場合、利用料金を返金しません。 |
| 導入サポート | | 1 提供条件書等に定める期間の利用料金を、初回請求時に一括してお支払いいただきます。<br>2 利用期間内に契約の解除があった場合、利用料金を返金しません。 |

(C) 当社は、Secure Web Accessに係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間(JST)を用いて計算します。

別紙3 クラウド/サーバー ローカルネットワーク提供条件等

1 メニュー一覧

| メニュー | 内容 |
|---|---|
| (1) ロジカルネットワーク | 本メニューに接続する機能を持つ機器との間を L2 で接続する機能を提供するもの |
| (2) ロードバランサー | SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされた Netscaler VPX を提供するもの |
| (3) Managed Load Balancer | SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed Load Balancer を提供するもの |

2 各メニュー等の提供条件等

(1) ロジカルネットワーク

A 提供条件等

| 提供条件等 |
|---|
| 1 本メニューに接続する機能を持つ機器との間をL2で接続する機能を提供します。<br>2 1のテナントにつき、64の本メニューを利用できるものとします。 |

B 料金算定方法

| 算定方法 |
|---|
| ロジカルネットワークに係る利用料金は、次に掲げる算式に基づき算出されるものとします。<br>(1) ロジカルネットワークに係る利用料金<br>＝(1の料金月において現に利用したロジカルネットワークの利用料金の総額)－(1のロジカルネットワークの月額上限料金の額)×5<br>(2) 前号に基づき算出された額が0を下回る場合、その月のロジカルネットワークに係る利用料金を適用しないものとします。 |

(2) ロードバランサー

A 提供条件等

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| Netscaler VPX | 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされたNetscaler VPXを提供します。<br>2 Netscaler VPXの管理機能及びロードバランサー機能を提供します。<br>3 1のテナントにつき、16の本メニューを利用できるものとします。 |

(3) Managed Load Balancer

A 提供条件等

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| Managed Load Balancer | 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed Load Balancerを提供します。<br>2 Managed Load Balancerの管理機能及びロードバランサー機能を提供します。<br>3 1のテナントにつき、16の本メニューを利用できるものとします。 |

別紙4 クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ提供条件等

1 メニュー一覧

| メニュー | 内容 |
|---|---|
| (1) ファイアウォール | SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、ファイアウォールを提供するもの |
| (2) Managed Firewall | SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed Firewallを提供するもの |
| (3) Managed UTM | SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed UTM を提供するもの |
| (4) Managed WAF | SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、Managed WAF を提供するもの |
| (5) セキュリティグループ | SDPF サービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、セキュリティグループを提供するもの |

2 各メニュ―等の提供条件等

(1) ファイアウォール

A 提供条件等

| メニュー | 提供条件等 |
|---|---|
| vSRX | 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされたvSRXを提供します。<br>2 vSRXのインスタンス制御機能及びファイアウォール機能を提供します。<br>3 1のテナントにつき、64の本メニューを利用できるものとします。 |

(2) Managed Firewall

A 提供条件等

| 提供条件等 |
|---|
| 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールするManaged Firewallを提供します。<br>2 Managed Firewallの管理機能及びセキュリティ機能を提供します。 |

B 料金算定方法

| 算定方法 |
|---|
| 1 利用時間にかかわらず、月額固定料金とします。<br>2 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。 |

(3) Managed UTM

A 提供条件等

| 提供条件等 |
|---|
| 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされたManaged UTMを提供します。<br>2 Managed UTMの管理機能及びセキュリティ機能を提供します。<br>3 Managed UTMにはManaged Firewallの機能が含まれます。 |

B 料金算定方法

| 算定方法 |
|---|
| 1 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。<br>2 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。 |

(4) Managed WAF

A 提供条件等

| 提供条件等 |
|---|
| 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、仮想サーバーにインストールされたManaged WAFを提供します。<br>2 Managed WAFの管理機能及びセキュリティ機能を提供します。 |

B 料金算定方法

| 算定方法 |
|---|
| 1 利用時間にかかわらず、月額固定料金とします。<br>2 1の料金月において、プランを変更した場合、その料金月に利用したプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。 |

(5) セキュリティグループ

A提供条件等

| 提供条件等 |
| --- |
| 1 SDPFサービス(クラウド/サーバー)にて利用可能な、セキュリティグループを提供します。<br>2 セキュリティグループの管理機能及び本メニューを適用可能なリソースに対する受信および送信トラフィックを制御する機能を提供します。<br>3 1のテナントにつき、当社が提供するセキュリティグループの数の上限を50とし、1のセキュリティグループにつき、当社が提供するセキュリティグループルールの数の上限を20とします。<br>4 本メニューは、クラウド/サーバー ローカルネットワークにおけるロジカルネットワークと合わせて申込む必要があります。<br>5 本メニューは、JP7リージョンでのみ提供します。 |

別紙5 リモートアクセス提供条件等

1 メニュー一覧

| メニュー | 内容 |
|---|---|
| (1) Flexible Remote Access | SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又はVPN等へのリモートアクセス機能等及び付加機能を提供するもの |
| (2) モバイルコネクト | SDPFサービスの1つであって、当社が別途提示する「モバイルコネクト基本仕様書」に基づきSaaSや社内サイトへの安全なアクセス又はVPN接続によるリモートアクセス機能等を提供するもの |

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Flexible Remote Access

A 提供条件等

(A) 用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 1 エリア | 当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定めるFlexible Remote Accessの基盤の所在地域 |
| 2 最大接続ID数 | 契約者が申込むFlexible Remote Accessに係るID数であって、1のFlexible Remote Accessに係る契約ごとにFlexible Remote Accessに接続できる最大のID数 |

(B) リモートアクセス機能に係るもの

a 当社は、1のテナントにおいて最大16のFlexible Remote Accessを提供します。

b 契約者は、Flexible Remote Accessの申込みにあたり、エリアを指定するものとします。

c 当社は、Flexible Remote Accessをベストエフォート(通信速度を確保しないことをいいます。)として提供します。
ただし、当社が付加機能(帯域確保機能等に係るものに限ります。)を提供する場合を除きます。

d 契約者は、Flexible Remote Accessの利用に係る端末を、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する技術基準等に適合するよう維持していただきます。

e Flexible Remote Accessを海外で利用する必要が生じたときは、契約者は、共通編第32条(契約者の義務)第7項から第10項までに従い必要な措置を行うものとします。

f 当社は、Flexible Remote Accessについて、共通編第32条(契約者の義務)第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。

(C) 最大接続ID数及びメニューに係るもの

a 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて1の料金月における1ID当たりの時間料金及び月額上限料金を定めます。

b 最大接続ID数の変更があった場合は、その最大接続ID数の変更が完了した時点から適用します。

c Flexible Remote Accessの提供に係る設備又はシステム等の一部が正常に機能しなくなった場合において、当社は、Flexible Remote Accessの提供を継続するため、その設備又はシステム等の機能を部分的に停止又は制限する措置をとることがあります。

d cの措置の間、契約者は、Flexible Remote Accessへ接続できる最大のID数が、最大接続ID数の半数となる場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

(D) セキュリティ機能に係るもの

a この機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてWebサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称とします。以下(F)までにおいて同じとします。)の検知及び駆除、マルウェアの検知されたWebサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。

b 当社は、この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

c この機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。

d 当社は、この機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(E) ログ機能に係るもの

a 当社は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する内容に係るログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能を提供します。この場合において、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の内容については保証をしないものとし、ログ閲覧機能、ログレポート機能及びログ転送機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

b ログ転送機能における転送先の設定については、契約者が契約者の責任において行うものとします。

(F) DNS機能に係るもの

a 当社は、Flexible Remote AccessにおいてDNS機能（当社のドメイン名管理装置を用いてリゾルバ機能（ドメイン名を元にIPアドレスの情報の検索を行う又はIPアドレスからドメイン名の情報の検索を行う等の、ドメイン名に係る名前解決を行うものをいいます。）を提供するものをいいます。以下(F)において同じとします。）を提供します。

b 当社が提供するDNS機能には、次の種類があります。

(a) C&Cサーバ等との通信の遮断等を行うもの

DNS機能を利用した通信を行う者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、その通信利用者がC&Cサーバ（コマンド＆コントロールサーバの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、その通信利用者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するもの（この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。）

(b) C&Cサーバ等との通信の遮断等を行わないもの

他の条件を同一としたまま、(a)に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等を行わないようにするもの

(G) 情報の取得に係るもの

a 当社は、マルウェアの検知、ログ閲覧、ログレポート又はログ転送等のFlexible Remote Accessに係る機能を提供する目的において、Flexible Remote Accessの利用者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。

b 契約者は、aに定める事項について、あらかじめ包括的に同意するものとします。

(H) 付加機能

a 帯域確保機能等に係るもの

| 付加機能 | 内容 |
|---|---|
| 帯域確保機能 | Flexible Remote Accessを利用してインターネット又はその他のネットワーク等との間の通信を行う場合における、次に掲げるFlexible Remote Accessの提供区間に限り、その通信速度の帯域を確保する機能<br>・契約者に係る、インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点（Flexible Remote Accessへの接続に係るものに限ります。）との間の区間<br>・契約者に係る、Flexible InterConnectゲートウェイ装置とFlexible InterConnect接続点との間の区間 |
| 帯域確保（インターネットオプション）機能 | Flexible Remote Accessを利用してインターネットとの間の通信を行う場合における、次に掲げるFlexible Remote Accessの提供区間に限り、その通信速度の帯域を確保する機能<br>・契約者に係る、インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点（インターネットへの接続に係るものに限ります。）との間の区間 |
| 備考<br>1 当社は、帯域確保（インターネットオプション）機能について、帯域確保機能を提供する契約者に限り提供します。<br>2 契約者は、帯域確保機能又は帯域確保（インターネットオプション）機能に係る利用開始の請求をするときは、利用する帯域をプランとして選択するものとします。<br>3 帯域確保機能及び帯域確保（インターネットオプション）機能に係るプランその他料金等の詳細は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com）に定めます。 | |

b エリア冗長機能に係るもの

(a) エリア冗長機能とは、Flexible Remote Accessを複数エリアで冗長利用するための機能をいいます。

(b) 契約者は、エリア冗長機能の申込みにあたり、各エリアにおいてそれぞれこの別冊の別紙1に定めるFlexible InterConnectメニューを申込む必要があります。

(c) エリア冗長機能と帯域確保機能又は帯域確保（インターネットオプション）機能を併用する場合は、エリア冗長機能に係るすべてのエリアにおいて、帯域確保機能又は帯域確保（インターネットオプション）機能の利用有無及びそれら機能のプラン等の利用条件を同一としていただきます。

(d) エリア冗長機能に係るその他料金等の詳細は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com）に定めます。

B 料金算定方法

(A) Flexible Remote Accessに係る利用料金（付加機能に係るものを含みます。以下Bにおいて同じとします。）は、1のお客様契約番号ごとに利用料金の額を合算して適用します。

(B) Flexible Remote Accessに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる料金種別ごとの算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

| 料金種別 | 内容 |
|---|---|
| 従量上限(ID料金) | 1 従量上限(ID料金)は、Web料金表に規定するID当たりの時間料金及び月額上限料金を用いて算出するものをいいます。<br>2 Web料金表に規定するID当たりの時間料金及び月額上限料金には、標準の料金及び |

| | |
|---|---|
| | 標準の料金に代えて適用するエリア冗長の料金（付加機能（エリア冗長機能に係るものに限ります。）の利用時に適用するものをいいます。）があります。<br>3　当社は、従量上限(ID料金)を算出するための1の期間を次のとおり定めます。<br>1の料金月において、最大接続ID数が同一であってエリア冗長機能の利用の有無も同一である期間（1の料金月において該当する期間が複数あるときは、それらの複数の期間を合算した期間とします。）<br>4　当社は、従量上限(ID料金)の1の期間における料金（以下本欄において期間料金といいます。）を次のとおり算出します。<br>(1)　1の期間の合計時間に、その1の期間における最大接続ID数とその最大接続ID数が属するメニューのID当たりの時間料金を乗じて、その期間に係る時間料金を算出します。<br>(2)　(1)の1の期間における最大接続ID数に、その最大接続ID数が属するメニューに係るID当たりの月額上限料金を乗じて、その1の期間に係る月額上限料金を算出します。<br>(3)　(1)で算出した時間料金と(2)で算出した月額上限料金を比較して、いずれか低額となる料金を、その1の期間における期間料金として適用します。<br>5　当社は、1の料金月において(3)に基づき適用されるそれぞれの期間料金を合算して得た額と、その料金月の最大月額上限料金（その料金月における、それぞれの期間に係る月額上限料金のうち最大となるものをいいます。）を比較して、いずれか低額となる額を、その料金月における月額料金として適用します。 |
| 従量上限（帯域確保料金） | 当社は、付加機能（帯域確保機能に係るものに限ります。）の利用料金については、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、プランに応じて適用します。 |
| 従量上限（帯域確保(インターネットオプション)料金） | 当社は、付加機能（帯域確保（インターネットオプション）機能に係るものに限ります。）の利用料金については、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、プランに応じて適用します。 |

(C)　当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。

(2)　モバイルコネクト

A　提供条件等

(A)　用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 利用開始日 | 当社が契約者に通知する、モバイルコネクト（以下、(2)モバイルコネクトにおいて「本メニュー」といいます。）の提供を開始した日 |
| 本メニュー用設備 | 本メニューを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバ、及びその他の設備 |
| ユーザID、ログインパスワード | 当社が契約者に払い出すものであり、契約者が本メニューのシステムにログインする時に使用するログインID、ログインパスワード |
| 再使用許諾先 | 当社による契約者への再使用許諾実施許可に基づき、契約者が第三者に対し本メニューの再利用を許諾した場合の当該第三者 |
| お客さま番号 | 開通案内に記載されるお客さまの契約を識別するためのNから始まる番号 |

(B)　メニューの種類

a　本メニューで提供される機能仕様は、「モバイルコネクト基本仕様書」に定めるとおりとします。

b　当社は、契約者に不利な影響がない範囲で、必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本メニューの内容（モバイルコネクト基本仕様書に定めるサービス仕様等）を変更することができるものとします。なお、モバイルコネクトサービス基本仕様書に定めるサービス仕様に不利な変更が生じる場合は、SDPF規約共通編第34条（契約者に対する通知）に従い、契約者に事前に通知するものとします。

(C)　申込

a　本メニューは、当社が利用申込を審査、承認した場合に、本規約の規定を内容とする本メニューの利用契約が契約者と当社との間で成立するものとします。契約者と当社との間で別段の合意がない限り、共通編第 34 条(契約者に対する通知)1 項(2)に従い当社から契約者にメール送信されるご利用内容のご案内に記載された日を利用開始日とします。

b　契約者は、共通編第7条（利用申込）のほか、申込みに際し、企業管理者を指定し、当社に通知するものとし、企業管理者を変更する場合も同様とします。契約者は企業管理者をして、本メニュー利用に関する管理の一切を遂行させるものとし、企業管理者の行為については契約者が一切の責任を負うものとします。

c　前項の企業管理者により行われる管理には、メニュー利用開始以降の当社からの通知、ユーザID、ログインパスワードの管理等を含むものとします。 但し、当社のユーザ管理代行サービスを契約者が申し込んでいる場合は、

契約者は企業管理者を指定し、企業管理者はユーザID、ログインパスワードの管理以外の業務（当社からの通知の管理等）を行うものとします。

d　当社が本メニューの申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(D) 第三者への再使用許諾及び義務

a　本サービスは、契約者が利用することとします。ただし、契約者は本項に定める条件を充たした場合、再使用許諾先に対して、本メニューを利用させることができることとします。

b　契約者が予め文書によって当社に申請をし、当社が許可した場合、契約者は第三者に対して再使用許諾を行うことができるものとします。なお、当社が再使用許諾先名の提出を求めた時は、契約者はすみやかにこれに応じるものとします。

c　再使用許諾先が本メニューを利用するにあたり、当社に再使用許諾先から直接質問、要求、苦情等がないように契約者の責任において再使用許諾先の対応をするものとします。なお当社に再使用許諾先から質問、要求、苦情等があった場合の対応は致しません。契約者が責任を持って対応を行うこととします。

d　本メニューの利用に関連して、再使用許諾先が契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または再使用許諾先が契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者の責任において解決するものとし、当社が本規約中に明示的に規定している責任以外の責任から免責されるよう適切な措置を講ずることとします。

e　契約者による本メニューの第三者への再使用許諾に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

f　契約者は再使用許諾先が、再使用許諾先以外の第三者に本メニューを利用させないようにするものとします。

(E) 契約者が行う本メニューの終了

a　契約者は、本メニューの利用を終了しようとするときは、終了する日の10営業日前までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。

b　前項の利用の終了に関し、(F)（最低利用期間）の最低利用期間内に利用の終了があった場合は、(F)に定める違約金を支払うこととします。

c　前項の規定にかかわらず、当社が共通編第3条（本規約の変更）により本メニューの内容又は料金を変更する場合、本メニューを既に利用している契約者が当該変更を承諾しない場合は、契約者は当社からの通知から1週間以内までにその旨を届け出ることにより、(F)に定める最低利用期間中でも本メニューの利用を違約金の支払いを要さず終了することができるものとします。

(F) 最低利用期間

a　本メニューのうち、「B 提供メニュー」で指定するメニューには最低利用期間があります。

b　前項の最低利用期間は、別途定める場合を除き、利用開始日から1年間とします。

c　契約者は、最低利用期間内に本メニューの利用が終了した場合は、当該終了があった月から最低利用期間満了月までの期間に相当する本メニューの利用料金を一括して支払うものとします。

d　共通編第15条（当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除）1項の規定に従い本メニューが終了した契約者は、終了した月までに発生した利用料金及びbの最低利用期間に満たない場合は、cに定める違約金、また本メニューに関連する当社に対する債務の全額を当社の指示する方法で支払うものとします。なお、当社は、既に支払われた利用料金を払戻し致しません。

(G) 料金

a　共通編第 19 条（料金）のほか、本メニューの料金は別途書面により定めます。

b　本メニューの利用料金は、SDPF サービスに係るお客様契約番号ではなく、本メニューのお申込み単位に付与されるお客さま番号ごとの利用料金を合算して適用します。

(H) 料金の支払義務

a　契約者は、第 3 条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本規約に基づいて当社が契約者に本メニューの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本メニューの利用の終了があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払いを要します。

b　契約内容の変更に伴う利用料金の変更については、別途定める場合を除き、変更が適用される日が属する月の翌月分から変更後の利用料金を適用することとし、日割計算はしないものとします。なお、同月内に複数回の変更があった場合は、最後に行った変更の利用料金を適用するものとします。

c　利用料金計算月途中（初日含む）の解約については、利用のあった月（1ヶ月分）の利用料金を請求するものとし日割計算はしないものとします。

(I) 工事費の支払義務

a　契約者は別途書面に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前に本メニューの利用の取消、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。

b　工事の着手後完了前に本メニューの利用の取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して当該利用の取消等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

(J) データの取扱およびデータのバックアップ

a　当社は、共通編第24条（データの取扱）1項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

b　当社は、共通編第25条（データの利用）のほか、いかなる事由があっても保存データ及び生成等データのバックアップは行いません。ただし、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合はこの限りでありません。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

(K)　免責

a　本メニューの提供エリアは日本国内です。当社は、日本国外で本メニューを利用すること又は利用できないことにより契約者に生じた損害に対して責任を負わないものとします。

b　本メニューは設備・回線を他の契約者と共用し、通信速度・品質が通信環境・利用状況等によって変化し得るため、通信速度・品質に対して責任を負わないものとします。 また、SLA は適用されません。

c　共通編第 27 条（責任の制限）において、契約者が当該賠償請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった時は、契約者は当該賠償を請求する権利を失い、当社は責任を負わないものとします。

(L)　設備等の準備、切り分け

a　契約者は、自己の責任において、本メニューを利用するために必要な本メニュー用設備以外のサーバ、コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。

b　契約者が本メニューを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本メニュー料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。

c　契約者は、本メニューを利用できなくなった時は、遅滞なく、本メニューを利用するために契約者が保持するサーバ、コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線その他の設備について故障の有無を調査し、その結果及び当社が必要とする事項を当社に通知するものとします。

d　cの調査に際して、契約者から要請があった時は、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知するものとします。

e　契約者の請求により、当社が当社の係員を契約者へ派遣して調査した場合には、契約者は、その派遣及び調査に要した費用を当社に支払うものとします。

(M)　第三者の権利侵害に対する補償

a　当社は、第三者から本メニューが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行することができるものとします。この場合、契約者はこれに従うものとします。

(a)　従前どおり契約者に本メニューを提供する。

(b)　当該係争に係る部分について当社の判断で同等の代用物と交換する。

(c)　本メニューの全部又は一部について中止又は廃止する。

(d)　第三者から使用権を取得する。

b　契約者は、第三者から本メニューが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨をすみやかに当社に通知し、当社の行う権利防御等に協力し、当該紛争の処理につき、当社の指示に従うものとします。契約者がかかる義務を履行することを条件として、契約者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金支払義務を負担した場合は、当社は、契約者に対し、契約者が当社に支払った1ヶ月の基本メニュー料金の総額を上限として、当該賠償金相当額を補償するものとします。

c　本（M）の規定は、本メニューが第三者の知的所有権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本（M）に規定する責任以外には、責任を負担しないものとします。

(N)　守秘義務

a　当社は、本メニューの提供により知り得た契約者の技術上又は業務上の秘密（契約者に関する情報を含む）を本メニュー提供のためにのみ使用するものとし、共通編第36条（個人情報の取扱い）に該当する場合を除き、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとします。

b　契約者は、本メニューの利用により知り得た当社の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密（本規約の内容、本メニューの仕様書、取扱マニュアル等を含む）を本メニュー利用のためにのみ使用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとします。

c　以下の情報は前2項の秘密に該当しないものとします。

(a)　公知の情報

(b)　相手方から開示を受ける以前から保有していた情報

(c)　本メニューにより授受された情報に依存せずに独自に開発発見された情報

(d)　正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

d　本（N）の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

B　提供メニュー

(A)　基本メニュー

| 項目 | 単位 | サービス概要 |
|---|---|---|
| 基本機能 | 企業 | Web ポータル画面（ユーザ管理 Web※1）の提供、24 時間 365 日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ヘルプデスク対応、システム保守運用等の機能。 |
| 認証機能 | | | |
| | Basic 認証 | ID | ID/パスワード認証 |
| | MCOP 認証 | | ワンタイムパスワード認証 |
| | 機体認証 | | 事前登録した機体情報を特定して認証 |
| 外部認証連携 | | | |
| | AzureAD 連携※2 | ID | 他サービス(AzureAD)の認証と連携 |
| | ID Federation 連携<br>(SSL-VPN)※3 | | 他サービス(ID Federation サービス)の認証と連携<br>(SSL-VPN アクセスに関して提供) |
| | ID Federation 連携<br>(アプリケーションアクセス)※4 | | 他サービス(ID Federation サービス)の認証と連携<br>(アプリケーションアクセスに関して提供) |

※1

- ID Federationによる認証機能については、当社のID Federationサービスをモバイルコネクトの一部機能として提供します。
- ID Federationによる認証機能はID Federationサービス利用規約及び重要事項説明書(https://support.ntt.com/id-federation/download/search)に基づき提供します。ただし本規約とID Federationサービス利用規約及び重要事項説明書の条件に齟齬が生じる場合は、本規約を優先とします。
- ID Federationサービスの提供条件の変更に伴い、本機能の全部又は一部が利用できなくなる場合があります。
- 提供するプランはID Federationベーシック(基本メニュー)と多要素認証オプション(証明書認証を除く)とアプリケーション追加オプションのみです。
- ID Federationによる認証機能はモバイルコネクトの品質に準拠します。
- ID Federationによる認証機能は、ID Federationサービスのユーザとモバイルコネクトの企業管理者の両方にIDを登録し紐付けを行う必要があります。ID Federationにおける契約ID数を基に料金を請求します。7IDまでは無償にて提供しますが、それ以上をご利用いただく場合には利用料が発生します。
- モバイルコネクトのユーザ管理Webへのログイン時の認証以外の用途でID Federationを利用することはできません。

※2

- 契約者は、本機能の利用にあたり、事前にAzureADの契約を行うものとします。
- ID Federation連携(SSL-VPN)との併用はできません。
- AzureADは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※3

- 契約者は、本機能の利用にあたり、事前にID Federationの申込みを行うものとします。
  なお、申込みにはCompanyID、N番、拡張ユーザー情報の番号が必要になります。
- モバイルコネクトの申込みには、サービス正常性確認用のID Federationのアカウントが1つ(無償)必要になります。
- モバイルコネクトの企業管理者をID Federationの企業管理者に登録してください。
- 認証機能や他の外部認証連携との併用はできません。
- ユーザーIDはID FederationのIDポータルにて登録してください。モバイルコネクトのユーザ管理WebにユーザーIDを登録する必要はございません。
- SSO対象アプリケーション毎に契約ID数を設定できます。SSO対象アプリケーションにおけるモバイルコネクトに設定した契約ID数を利用ID数として料金を請求します。

※4

- 契約者は、本機能の利用にあたり、事前にID Federationの申込みを行うものとします。
  なお、申込みにはCompanyID、N番が必要になります。
- モバイルコネクトの申込みには、サービス正常性確認用のID Federationのアカウントが1つ(無償)必要になります。
- モバイルコネクトの企業管理者をID Federationの企業管理者に登録してください。
- ID Federation連携(SSL-VPN)との併用はできません。
- 本機能を契約者が利用する場合、当社はアプリケーションアクセスの認証利用料はID Federationに設定した契約ID数を基に請求し、サービス利用料はユーザ管理WebにおけるID数を基に請求します。

(B) サービスメニュー

| 項目 | 単位 | サービス概要 |
|---|---|---|
| アプリケーションアクセス | ID | セキュアブラウザー経由で、お客様コンテンツ、クラウドサービス等が利用出来ます。 |
| SSL-VPN アクセス | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | GW 共有型スタンダードプラン | ID | SSL 暗号化を施しマルチプロトコルで接続します。<br>SSL-VPN 機器は他のお客様と共有します。<br>※ID 数の上限は 300 となります。 |
| | GW 共有型シンプルプラン（フルトンネリングタイプ） | ID | SSL 暗号化を施しマルチプロトコルで接続します。<br>SSL-VPN 機器は他のお客様と共有します。<br>フルトンネリングを提供します。 |
| | GW 共有型シンプルプラン（ローカルブレイクアウトタイプ） | ID | SSL 暗号化を施しマルチプロトコルで接続します。<br>SSL-VPN 機器は他のお客様と共有します。<br>ローカルブレイクアウトを提供します。 |
| | GW 共有型認可機能※1 | ID | 当社が定める基準を満たす場合に限り、接続を許可するオプション機能です。 |
| | GW 専有型(C) 250※2 | 台 | Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 250Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(C) 300※2 | 台 | Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 300Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(C) 750※2 | 台 | Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 750Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(C) 1,500※2 | 台 | Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 1,500Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(C) 2,500※2 | 台 | Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 2,500Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(C) 3,500※2 | 台 | Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 3,500Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(C) 7,500※2 | 台 | Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 7,500Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(P)タイプ 1※2 | 台 | JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 100Ch 保証型のサービスです。（モバイルコネクトで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能） |
| | GW 専有型(P)タイプ2※2 | 台 | JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 1,000Ch 保証型のサービスです。（モバイルコネクトで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能） |
| | GW 専有型(P)タイプ3※2 | 台 | JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 20,000Ch 保証型のサービスです。（モバイルコネクトで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能） |
| | GW 専有型(P)タイプ4※2 | 台 | JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 40,000Ch 保証型のサービスです。（モバイルコネクトで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能） |
| | GW 専有型(P)タイプ5※2 | 台 | PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 200Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(P)タイプ6※2 | 台 | PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 2,500Ch 保証型のサービスです。 |
| | GW 専有型(P) タイプ7※2 | 台 | PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 10,000Ch 保証型のサービスです。 |

※1

- ID Federation連携（SSL-VPN）との併用はできません。
- インターネット通信が必要なアンチウイルスソフト又はプロセスを利用する場合は、モバイルコネクトのインターネット通信が可能な設定又はタイプ等を申込みください。
- 対象のアンチウイルスソフト又はプロセスの仕様の変更に伴い、接続ができなくなる場合があります。この場合において、当社は、契約者からの請求によりモバイルコネクト基本仕様書に定める対応を行います。

※2 SSL-VPNアクセス GW専有型(C)及び(P)は、契約者毎に契約者専用のSSL-VPN機器を当社が購入することから、利用開始日から1年間の最低利用期間を設けています。

(C) カスタマイズメニュー

| 項目 | サービス概要 |
|---|---|
| Radius 連携 | 契約者宅内の NAS※2 とモバイルコネクトの Radius サーバを連携します。 |
| カスタマイズ | お客様個別メニュー |

※2　NAS＝NetWorkAccessServerの略

(D) オプションメニュー

| 項目 | 単位 | サービス概要 |
|---|---|---|
| データセンタラック利用 | ユニット | モバイルコネクトと接続する契約者自営機器を弊社データセンタに収容します。 |
| NW 機器 Ping 監視 | IP アドレス | モバイルコネクト設備があるデータセンタと接続するために設置される契約者のネットワーク機器及び契約者宅内のネットワーク機器に Ping 監視します。 |
| SOC 機器オンサイト一次保守 | 台 | モバイルコネクト設備があるデータセンタと接続するために設置される契約者の機器に対してオンサイト保守を行います。 |
| CSV ファイル自動アップロード | 企業 | モバイルコネクトに設定する契約者情報を契約者指定のファイルサーバより自動取得し一括して登録します。 |
| 拡張ヘルプデスク<br>(エンドユーザ問合せ) | 企業 | ヘルプデスクにて契約者のエンドユーザからの問い合わせを受け付けます。 |
| 拡張ヘルプデスク<br>(ユーザ管理代行) | 企業 | ユーザ管理のための Web ポータル画面(ユーザ管理 Web)への登録作業を契約者に代わり実施します。 |

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

| メニュー | 内容 |
|---|---|
| (1) docomo business RINK | インターネット接続機能及び閉域網接続機能等を提供するもの |
| (2) docomo business RINK IDaaS 機能 | アプリケーション等への接続における認証機能及びその認証に関する管理機能を提供するもの |

2 各メニュー等の提供条件等

(1) docomo business RINK

A 提供条件等

(A) 用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 1 サービス取扱所 | docomo business RINKに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所 |
| 2 docomo business RINKに係る契約 | SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社からdocomo business RINKの提供を受けるためのもの |
| 3 docomo business RINK利用権 | 契約者がdocomo business RINKに係る契約に基づいてdocomo business RINKの提供を受ける権利 |
| 4 アクセス回線 | 当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、docomo business RINKに係るネットワークに接続するために利用されるもの |
| 5 回線収容部 | アクセス回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 |
| 6 サービス分界点 | (1) docomo business RINKと、当社又は当社以外の事業者が提供するサービス(docomo business RINK以外のものとします。)との接続点<br>(2) インターネット接続点(docomo business RINKとインターネットとの接続点をいいます。以下、同じとします。) |
| 7 提携事業者 | (1) 共通編第5条(用語の定義)に定める提携事業者<br>(2) アクセス回線を設置又は設定する事業者 |
| 8 アクセス一括提供型 | 当社がdocomo business RINKに係る契約に基づいて提供するアクセス回線からdocomo business RINKを利用する利用形態 |
| 9 アクセス別契約型 | 当社又は提携事業者が契約(docomo business RINKに係る契約以外のものとします。)に基づいて提供するアクセス回線からサービス分界点を介してdocomo business RINKを利用する利用形態 |
| 10 回線終端装置 | アクセス回線の終端の場所に当社又はアクセス回線を設置する事業者が提供する装置(端末設備を除きます。) |
| 11 当社ルーター等 | docomo business RINKの提供に必要なものとして当社が提供する端末設備(回線終端装置が設置される場合は回線終端装置の利用者側ポートに接続されるものとします。) |
| 12 お客さま自営ルーター等 | 当社ルーター等に相当するものとして契約者が自己の責任と費用負担において用意する自営端末設備(回線終端装置が設置される場合は回線終端装置の利用者側ポートに接続されるものとし、また、当社が指定する設定を行うことを要します。) |
| 13 技術基準等 | (1) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)<br>(2) 端末設備等の接続の技術的条件(以下、「技術的条件」といいます。) |
| 14 ギャランティ | 契約者が指定する帯域(契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社が指定する帯域とします。)を符号伝送速度の上限として、当該帯域を確保して提供するもの(ただし、当該帯域を保証するものではありません。) |
| 15 ベストエフォート | 契約者が指定する帯域(契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社が指定する帯域とします。)を符号伝送速度の最大値として設定するが、当該帯域を保証又は確保するものではなく、契約者が期待する帯域を下回る可能性があるもの |
| 16 VPNグループ | 相互に閉域網接続通信を行うことのできるアクセス回線等から構成されるグループ |
| 17 メイン利用回線 | 主として利用するアクセス回線(バックアップ利用回線を併用しない場合のアクセス回線を含みます。) |
| 18 バックアップ利用回線 | 主として利用するアクセス回線による通信が利用不能となった場合の代替通信回線とすることを目的として申し込まれるアクセス回線であって、契約者が当社ルーター等に対して当社が指定する設定を行ったもの(なお、当該目的で申し込まれたアクセス回線であっても、当該設定の完了まではメイン利用回線として取り扱います。) |
| 19 マルウェア | コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称 |
| 20 C&Cサーバー | コマンド&コントロールサーバーの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバーコ |

| | |
|---|---|
| | ンピュータのこと |
| 21 光コラボレーション事業者 | NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している事業者 |
| 22 光コラボレーションモデルサービス | NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの |
| 23 アクセス回線の事業者変更 | docomo business RINKに係る契約の全部又は一部の解除を行うにあたり、その契約者が現に利用しているdocomo business RINK（当社が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するアクセス回線の部分に限ります。）を次に掲げるサービスに移行すること（以下この場合を「アクセス回線の事業者変更（出）」といいます。）<br>(1) 当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するサービス<br>(2) NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社がそれぞれのIP通信網サービス契約約款に基づいて提供するIP通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。） |
| 24 光信号分岐端末回線 | 接続約款（NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線 |
| 25 光回線再利用 | docomo business RINKに係る契約の全部又は一部の解除を行うにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その契約者が現に利用しているdocomo business RINK（光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この場合を「光回線再利用（出）」といいます。）<br>（注） 引込線に係る設備形態上の理由により、光回線再利用を適用することができない場合があります。 |
| 26 事業者変更等承諾番号 | (1) アクセス回線の事業者変更の手続きに必要となる番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます。）<br>(2) 光回線再利用の手続きに必要となる番号（以下「光回線再利用承諾番号」といいます。） |

(B) 共通的な提供条件

a メニュー等の責任範囲等

(a) 当社は、アクセス一括提供型においてはアクセス回線の終端までを、アクセス別契約型においてはサービス分界点までを責任範囲として、docomo business RINKを提供します。

ただし、いずれの利用形態においても、当社ルーター等は当社の責任範囲とし、お客さま自営ルーター等は当社の責任範囲外とします。

(b) 当社は、次に掲げる区間において、docomo business RINKを提供します。

(i) アクセス回線の終端相互間

(ii) アクセス回線の終端とサービス分界点との間

(iii) サービス分界点相互間（同一のサービス分界点に終始する場合を含みます。）

b docomo business RINK提供区域

(a) 当社は、docomo business RINKの需要と供給の見込み又は提携事業者のアクセス回線に係る提供区域等を考慮して、docomo business RINK提供区域を設定します。

(b) 当社は、アクセス回線の終端の場所がdocomo business RINK提供区域外となる場合は、docomo business RINKを提供しません。

c アクセス回線の終端

(a) アクセス一括提供型におけるアクセス回線の終端については、次によります。

(i) 契約者は、アクセス回線の終端の場所について、当社に申し出ていただきます。

(ii) (i)の場所内の建物又は工作物に設置された回線終端装置又は配線盤等をアクセス回線の終端とします。

(iii) 契約者は、(i)及び(ii)の場所等について、契約者以外の者が管理する場合には、その管理者の同意を得ていただきます。

(iv) 当社は、(i)及び(ii)の場所等について、必要に応じて契約者と協議を行い、それにより決定します。

(b) アクセス別契約型におけるアクセス回線の終端については、アクセス回線を提供する事業者が本規約とは別に定めるところによります。

(c) 当社は、(a)又は(b)のいずれの利用形態においても、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところにより、アクセス回線の終端に接続する当社ルーター等を提供します。この場合、当社は、当社ルーター等の設置場所等について、(a)の規定に準じて取り扱います。

d アクセス回線の設置場所の提供等

契約者は、アクセス回線等に関する次に掲げる事項については、契約者の責任と費用負担において用意するものとします。

(a) アクセス回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社又は提携事業者がアクセス回線を設置するために必要な場所。

(b) docomo business RINKに係る契約に基づき設置する端末設備その他の設備に必要な電気。

(c) アクセス回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内における工事に必要な立会い等の対応。

(d) アクセス回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社又は提携事業者の設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合における、その特別な設備。

e アクセス回線の収容

(a) アクセス回線は、当社が指定するサービス取扱所の回線収容部に収容します。

(b) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に収容されているサービス取扱所又は回線収容部について、それらとは異なるサービス取扱所又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

f アクセス回線の事業者変更等

(a) 契約者は、アクセス回線の事業者変更(出)又は光回線再利用(出)の請求をすることができます。

(b) 当社は、契約者からアクセス回線の事業者変更(出)又は光回線再利用(出)の請求があったときは、共通編第8条(SDPFサービスの契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(i) 移行先の事業者が承諾しないとき。

(ii) アクセス回線に係る品目若しくは細目の変更又は移転の請求があるとき。

(iii) その他アクセス回線の事業者変更(出)又は光回線再利用(出)に関する業務の遂行に係る当社とNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

(c) 当社は、アクセス回線の事業者変更(出)又は光回線再利用(出)の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

g アクセス別契約型におけるアクセス回線契約名義の扱い

(a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINKに係る契約の申込み又は共通編第13条(契約に基づく権利の譲渡)に定めるSDPFサービスに係る利用権の譲渡(その譲渡にdocomo business RINK利用権の譲渡を含む場合とします。)の承認請求があった場合であって、次の事項に該当するときは、その申込承諾又は譲渡承認を行いません。

(i) 株式会社NTTドコモが同社の5Gサービス契約約款に定める5Gサービスとして提供するアクセス回線の契約名義人と、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINKに係る契約名義人とが、同一の者でないとき。

(b) (a)に定めるほか、当社は、(a)の(i)の状態であると当社が認めた場合は、その状態の解消に必要な範囲において、そのdocomo business RINKに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。

h 利用停止

当社は、共通編第17条(利用停止)のほか、契約者が次のいずれかに該当する場合には、docomo business RINKの全部又は一部の利用を停止することがあります。

(a) アクセス一括提供型において、アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合に、当社が行う検査を受けることを拒んだとき。

(b) (a)に定める検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。

i 利用の制限

(a) 共通編第18条(利用の制限)のほか、次の場合には、契約者が行う通信について相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。

(i) 通信が著しくふくそうしたとき。
(ii) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
(iii) その通信に係る発信元のIPアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。

(b) 契約者は、docomo business RINKと接続する当社又は当社以外のサービスの全部又は一部を利用することができない場合は、docomo business RINKの全部又は一部を利用することができないことがあります。通信速度が低下する場合についても、同様とします。

(c) 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。

(d) 当社は、docomo business RINKのインターネット接続通信について、共通編第32条(契約者の義務)第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。
ただし、次に掲げるアクセス回線から行う通信については、この限りでありません。
(i) 株式会社NTTドコモの5Gサービス契約約款に定める5Gサービスに係るもの
(ii) NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に定める第3種サービスに係るもの

(e) C&Cサーバー等との通信の遮断等については、次のとおり取り扱います。
(i) 当社は、契約者が当社に対してインターネット上のサーバーへのアクセス要求を行った場合であって、それがマルウェア感染等に起因したC&Cサーバー等へのアクセスを試みるものであるときは、そのアクセスを遮断するため、当該アクセス要求における名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行います。
(ii) (i)の照会の結果、当該名前解決要求に係るドメイン情報等が当該リストにあるドメイン情報等と一致する場合は、当該名前解決要求に係る通信を遮断します。
(iii) (ii)の場合において、当社は、当該通信の遮断について、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。
(iv) 当社は、(i)及び(ii)に定める当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではありません。
(v) docomo business RINKに係る申込みを行う者及び契約者は、(i)から(iv)までに定める当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等について、あらかじめ同意(法令上の定めがあるときはその定めにより)するものとします。
(vi) 契約者は、随時、(i)及び(ii)に定める当社が行う検知及び通信の遮断について、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)において、その設定変更の方法を公表します。

(f) 当社は、i(利用の制限)の規定による措置を実施する場合において、契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。i(利用の制限)の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。

j 免責

(a) 当社は、共通編第29条(免責)のほか、docomo business RINKに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に必要な範囲において、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しません。

(b) 当社は、当社又は提携事業者の設備の状況等により、工事日の変更又は再工事(以下本条において「再工事等」といいます。)を行うことがあります。この場合において、当社は、その再工事等に伴い発生する契約者の費用については負担しません。

(c) 当社の故意又は重大な過失による場合は、j(免責)の規定を適用しないものとします。

k 契約者の義務

(a) 当社は、共通編第32条(契約者の義務)のほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。
(i) 当社が設置した設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡する行為(ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又はアクセス回線の設置場所変更に伴い当社が認める範囲で当社ルーター等を移動するときは、この限りでありません。)
(ii) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が設置した設備に他の機械、付加物品等を取り付ける行為
(iii) 当社が設置した設備の保管にあたり、善良な管理者の注意を怠る行為
(iv) お客さま自営ルーター等に対して当社が指定する設定に反する設定をする行為
(v) お客さま自営ルーター等に対して当社が指定する設定が行われていれば通常は発生しないと想定される通信

トラフィック等を発生させる行為

(vi) (iv)及び(v)のほか、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定める運用規定に反する行為

(b) 契約者は、(a)の規定に違反して当社が設置した設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(c) 契約者は、当社が設置した設備について、当社ルーター等の貸与の終了、docomo business RINKに係る契約の全部若しくは一部の解除、docomo business RINKの全部若しくは一部の廃止又はその他の事由により、当該設備を使用する権利を失ったときは、当該設備を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により当社へ返還していただきます。

(d) 契約者は、(c)の規定による設備の返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

(e) 契約者は、(c)の規定による設備の返還に関し、当社が当該設備をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

(f) 当社は、(c)の規定による設備の返還に際して、契約者が当該設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

(g) 当社は、共通編第33条(契約者の協力義務)第1項各号に定める場合において、自営端末設備又は自営電気通信設備に係る機種等の名称、仕様・諸元、設置状況、設定内容又はその他の必要事項を調査・確認することができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

l 提携事業者のサービスに関する手続きの代行

(a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者が提携事業者に対して行うべきアクセス回線に関する手続き(提携事業者のサービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他サービスの利用に係る事項の手続きとします。)について、手続きの代行を行います。

(b) 手続き代行の依頼者たる当該申込者又は契約者は、当社が手続きの代行を行うにあたり、当該申込者又は契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所その他当該手続きを特定するために必要な事項を当社から提携事業者に通知することについて、同意するものとします。

(c) (a)及び(b)に定めるほか、当社が行う手続き代行の詳細については、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

m 契約者からの通知

契約者は、アクセス別契約型に係るアクセス回線について、次に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(a) 利用休止

(b) 利用権の譲渡

(c) 契約の解除

(d) 地位の承継

(e) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

n 契約者氏名等の通知等

契約者は、当社からアクセス一括提供型に係るアクセス回線の提供を受ける場合は、あらかじめ次の事項に同意するものとします。

(a) 提携事業者(NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に限ります。以下、(d)までにおいて同じとします。)から当社に請求があった場合に、当社が契約者の氏名又は名称及び住所又は居所を提携事業者に通知する場合があること。

(b) 提携事業者が、次の場合において、それぞれ次に掲げる開示先に対し、(a)の規定に基づき提携事業者が保有する契約者の情報を開示する場合があること。

(i) 第三者(契約者が契約を締結している事業者又は提携事業者が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する特定事業者に限ります。)から請求があった場合:当該第三者

(ii) 提携事業者が提携事業者のIP通信網サービスに関する業務を委託する上で必要な場合:当該委託を受ける事業者

(iii) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により情報開示が要求された場合:当該請求元機関

(c) アクセス回線の事業者変更(出)の手続きにあたり、そのアクセス回線に係る情報(事業者変更に関して当社が契約者から取得する情報又は光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提携事業者が保有する情報であって、事業者変更承諾番号、契約者の氏名又は名称、住所又は居所、アクセス回線の設置場所、アクセス回線に係る品目又は細目、提携事業者が契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する契約者と提携事業者との契約内容等の情報をいいます。)について、提携事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者が事業者変更に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は

提携事業者が提携事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する場合があること。

(d) 光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報（光回線再利用に関して当社が契約者から取得する光回線再利用承諾番号、契約者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、提携事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は提携事業者が提携事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する場合があること。

o IPv6（IPoE）方式に係る契約者氏名等の通知等

(a) 当社は、アクセス一括提供型又はアクセス別契約型のいずれの場合においても、提携事業者（NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に限ります。以下、(a)において同じとします。）のIP通信網サービスに係るアクセス回線からdocomo business RINKに接続して行う通信については、IPv6（IPoE）方式によるものに限り対応します。この場合、契約者は、当該アクセス回線に関し、当社が次の行為を行う場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

(i) 当該アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号その他当社がdocomo business RINKを提供するために必要な事項を提携事業者に通知すること。

(ii) 当該アクセス回線においてIPv6（IPoE）方式による通信を可能とする機能に係る申込みについて、当該アクセス回線に係る契約者に代わって提携事業者に行うこと。

(b) (a)の場合において、契約者は、アクセス別契約型に係るアクセス回線であって、その契約名義人が契約者と異なるものを利用しようとするときは、(a)に定める内容について、あらかじめその契約名義人の同意を得るものとします。

p 当社又は他社の電気通信回線の接続

(a) 契約者は、アクセス一括提供型に係るアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、アクセス回線と当社又は当社以外の事業者が提供する電気通信回線との接続を行うことができます。ただし、次の場合は、この限りでありません。

(i) アクセス回線の終端が契約者以外の者が管理する場所に所在する場合であって、その管理者がその接続に同意しないとき。

(ii) その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の事業者の契約約款等の規定により、その接続が制限されるとき。

(b) 当社は、(a)の規定により電気通信回線を相互に接続して行う通信について、その品質を保証しません。

q 自営端末設備等の維持・切分

契約者は、アクセス一括提供型において、自営端末設備又は自営電気通信設備について、次のとおり取り扱うものとします。

(a) 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(b) 契約者は、docomo business RINKを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(c) 前項の故障の確認に際して、又は契約者から前項の当社への修理の請求があったときは、当社は、サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

(d) 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

r 自営端末設備の接続

アクセス一括提供型における自営端末設備の接続については、次のとおりとします。

(a) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下、「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます。）第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社が指定する方法によりその接続の請求をしていただきます。

(b) 当社は、(a)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(i) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(ii) その接続が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

(iii) 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。

(c) 当社は、(b)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(i) 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

(ii) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(d) (c)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(e) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りでありません。

(f) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(a)から(e)までの規定に準じて取り扱います。

(g) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

s 自営端末設備に異常がある場合等の検査

アクセス一括提供型における自営端末設備に異常がある場合等の検査については、次のとおりとします。

(a) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。

(b) (a)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(c) (a)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

t 自営電気通信設備の接続

アクセス一括提供型における自営電気通信設備の接続については、次のとおりとします。

(a) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により、その接続の請求をしていただきます。

(b) 当社は、(a)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(i) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(ii) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。

(c) 当社は、(b)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(d) (c)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(e) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。

(f) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(a)から(e)までの規定に準じて取り扱います。

(g) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

u 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス一括提供型において自営電気通信設備に異常がある場合等の検査については、s（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

v トラフィックデータ

当社は、契約者のdocomo business RINKの利用におけるトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等）の把握・分析を行い、契約者のご利用状況における課題解決に向けて、以下の提案等をする場合があります。

(a) 契約者のdocomo business RINKの利用状況から推察される通信品質情報の通知、最適な回線速度、ネットワーク

構成、サービスプラン等の提案

(b) 契約者のネットワークの課題箇所の特定・改善、より快適なdocomo business RINKの利用の実現を目的とした関連ソリューションの提案等及び当該ソリューションの改善検討

(C) docomo business RINKのメニュー等

a この別紙により提供するdocomo business RINKのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。

なお、オプションとは、docomo business RINKの付加機能又はdocomo business RINKに附帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

<table>
<tr><th colspan="4">メニュー及びオプション</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ルーター</td><td colspan="3">当社ルーター等</td></tr>
<tr><td colspan="3">お客さま自営ルーター等</td></tr>
<tr><td rowspan="10">ネットワーク</td><td colspan="2">ギャランティ接続<br>IWアクセス</td><td>メイン利用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ベストエフォートIPoE接続<br>光一括提供型</td><td rowspan="2">標準</td><td>メイン利用</td></tr>
<tr><td>バックアップ利用</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ワイド</td><td>メイン利用</td></tr>
<tr><td>バックアップ利用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ベストエフォートIPoE接続<br>フレッツ別契約型</td><td rowspan="2">標準</td><td>メイン利用</td></tr>
<tr><td>バックアップ利用</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ワイド</td><td>メイン利用</td></tr>
<tr><td>バックアップ利用</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">モバイル接続</td><td>メイン利用</td></tr>
<tr><td>バックアップ利用</td></tr>
<tr><td rowspan="7">オプション</td><td colspan="3">VPN接続</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定通信ブレイクアウト</td></tr>
<tr><td colspan="3">ワイドプラス for Web会議</td></tr>
<tr><td colspan="3">光回線24時間出張修理</td></tr>
<tr><td colspan="3">VPN経路超過設定</td></tr>
<tr><td colspan="3">ルーター経路超過設定</td></tr>
<tr><td colspan="3">FIC接続</td></tr>
<tr><td colspan="3">電話対応(チケット起票代行)</td></tr>
</table>

b ルーターとは、次に掲げるリソースをいいます。

(a) 当社ルーター等を利用するためのリソース

(b) 契約者がお客さま自営ルーター等を使用することを識別するためのリソース

なお、当社ルーター等とお客さま自営ルーター等の選択条件及びお客さま自営ルーター等の選定要件等については、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

c ネットワークとは、次に掲げるリソースを包含するリソースをいいます。

(a) アクセス回線の終端又はサービス分界点からdocomo business RINKに係るネットワークに接続するためのリソース

(b) インターネット接続通信を行うためのリソース

(c) アクセス一括提供型においては、アクセス回線を利用するためのリソース

d ギャランティ接続、ベストエフォートIPoE接続及びモバイル接続とは、それぞれ次の内容のメニューをいいます。

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>ギャランティ接続</th><th colspan="2">ベストエフォートIPoE接続</th><th rowspan="2">モバイル接続</th></tr>
<tr><th>IWアクセス</th><th>光一括提供型</th><th>フレッツ別契約型</th></tr>
<tr><td>アクセス回線</td><td>NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に定める第3種サービス</td><td colspan="2">NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービス(メニュー5のものとします。)</td><td>株式会社NTTドコモの5Gサービス契約約款に定める5Gサービス</td></tr>
<tr><td>アクセス契約形態</td><td>アクセス一括提供型</td><td>アクセス一括提供型※1</td><td>アクセス別契約型※2</td><td>アクセス別契約型</td></tr>
<tr><td>品質※3</td><td>ギャランティ</td><td colspan="2">ベストエフォート</td><td>ベストエフォート</td></tr>
</table>

※1 当社が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供します。

※2 当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する場合を含みます。

※3　(B)(共通的な提供条件)のa(メニュー等の責任範囲等)に定める当社のdocomo business RINKの提供区間内における通信速度品質を示します。
当該提供区間を超えて行われる通信(インターネット接続通信等)に関し、当該提供区間外については、当社は通信の品質に関する一切の保証をしません。

e　ギャランティ接続には、次の提供条件があります。
(a)　当社は、ギャランティ接続について、アクセス回線ごとに1年間の最低利用期間を設定します。
(b)　最低利用期間の起算日は、そのアクセス回線が属するリソース(ネットワーク(ギャランティ接続)のリソースとします。)の利用開始日とします。
(c)　契約者は、最低利用期間内にネットワーク(ギャランティ接続)のリソースの廃止があった場合は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に定める額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

f　ベストエフォートIPoE接続には、次の提供条件があります。
(a)　標準とは、企画型ふくそう抑制機能を提供しないメニューをいいます。
(b)　ワイドとは、企画型ふくそう抑制機能を提供するメニューをいいます。
(c)　ワイドには、次の提供条件があります。
(i)　企画型ふくそう抑制機能とは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある特定の通信について、当社が当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、もって、docomo business RINKのインターネット接続通信を円滑に利用することができる機能をいいます。
ただし、ふくそうが起こらないことを保証するものではありません。
(ii)　企画型ふくそう抑制機能は、ベストエフォートIPoE接続のインターネット接続通信に限り適用されます。
(iii)　ワイドの申込者及びワイドを利用する契約者は、企画型ふくそう抑制機能を提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって(i)に定める特定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。
(iv)　ワイドに係る特定の通信等の細目は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

g　モバイル接続には、次の提供条件があります。
(a)　モバイル接続のアクセス回線に係る契約名義人は、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINKに係る契約名義人と同一としていただきます。

h　メイン利用及びバックアップ利用については、次のとおりとします。
(a)　メイン利用とは、アクセス回線がメイン利用回線となるメニューをいいます。
(b)　バックアップ利用とは、アクセス回線がバックアップ利用回線となるメニューをいいます。
(c)　メイン利用及びバックアップ利用の組合せについては、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。
(d)　契約者は、メイン利用及びバックアップ利用について、当社が定める組合せに反する状態となった場合は、そのdocomo business RINKが利用できない、又はそのdocomo business RINKの利用に制約が生ずる場合があること、また、当該事象が生じた場合であっても、そのdocomo business RINKに係る利用料金の支払いを要することについて、あらかじめ同意するものとします。
(e)　当社は、メイン利用及びバックアップ利用について、当社が定める組合せに反する状態であると当社が認めた場合は、その状態の解消に必要な範囲において、そのdocomo business RINKに係る契約の全部又は一部の変更又は解除を行うことがあります。

i　VPN接続とは、その当社ルーター等又はお客さま自営ルーター等からの閉域網接続通信を可能とするオプションをいいます。

j　契約者は、ギャランティ接続においてVPN接続を利用する場合、インターネット接続通信及び閉域網接続通信について、それぞれの利用帯域を当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところにより指定していただきます。

k　特定通信ブレイクアウトとは、その当社ルーター等における通信経路選択において、特定の通信先に係る通信経路をデフォルトとは異なる通信経路とすることを可能とするオプションをいいます。

l　特定通信ブレイクアウトには、次の提供条件があります。
(a)　当社は、VPN接続と併用する場合に限り、このオプションを提供します。
(b)　特定の通信先に係る通信経路情報は、当該通信先の事業者による公開情報その他当社が知りうる情報に基づく

ものとします。この場合、当社は、当該通信経路情報の更新に努めますが、当該通信経路情報の完全性を保証するものではありません。

(c) このオプションに係る特定の通信先等の細目は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

m ワイドプラス for Web会議とは、特定のアプリケーションに係る通信について、他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該アプリケーションの円滑な利用を可能とするオプションをいいます。

n ワイドプラス for Web会議には、次の提供条件があります。

(a) 当社は、ベストエフォートIPoE接続のワイドに限り、このオプションを提供します。

(b) このオプションは、ベストエフォートIPoE接続のインターネット接続通信に限り適用されます。

(c) このオプションの申込者及びこのオプションを利用する契約者は、このオプションを提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって、特定のアプリケーションに係る通信を検知し、当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

(d) 当社は、このオプションによる特定のアプリケーションの円滑な利用を保証するものではありません。

(e) このオプションに係る特定のアプリケーション等の細目は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

o 光回線24時間出張修理とは、ベストエフォートIPoE接続 光一括提供型のアクセス回線について、通常の修理及び復旧に係る対応を行う時間帯以外においても故障等に係る保守を行うオプションをいいます。

p VPN経路超過設定とは、そのVPNグループにおける経路数上限の拡張を可能とするオプションをいいます。

この場合において、VPN経路超過設定により拡張可能な経路数上限等の細目は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

q ルーター経路超過設定とは、そのお客さま自営ルーター等における経路数上限の拡張を可能とするオプションをいいます。

この場合において、ルーター経路超過設定により拡張可能な経路数上限等の細目は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

r FIC接続とは、そのVPNグループと当社のFlexible InterConnectとの間の通信を可能とするオプションをいいます。

s FIC接続には、次の提供条件があります。

(a) 当社は、VPN接続と併用する場合に限り、このオプションを提供します。

(b) FIC接続を利用した通信を行う場合は、Flexible InterConnectにおいても、docomo business RINKとの接続を可能とするための申込みを要します。

t 電話対応(チケット起票代行)とは、docomo business RINKの故障問合せに限り、その問合せについて電話窓口での応答を可能とするオプションをいいます。

u 電話対応(チケット起票代行)には、次の提供条件があります。

(a) 契約者は、当社が契約者に代わってポータルでの故障申告を行うために、契約者のポータルアカウントに当社が利用するIDを追加することをあらかじめ同意していただきます。

(b) このオプションに係るその他の提供条件は、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

v 当社は、docomo business RINKを利用する契約者全員に、アクセス回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、トラフィックレポートを提供します。この場合、トラフィックレポートの提供条件は、次のとおりとします。

(a) 当社は、docomo business RINKの全部又は一部が利用できない状態が生じた場合は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、共通編第20条(料金の支払義務)、共通編第27条(責任の制限)、共通編料金表通則、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)及びこの別冊の第3条(料金の支払義務)に定めるところにより取り扱います。

(b) 当社は、トラフィックレポートの正確性及び完全性について保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。

w (C)(docomo business RINKのメニュー等)に定めるほか、帯域、アクセス回線の品目、当社ルーター等の機種、メニュー若しくはオプションごとの利用内容の変更可否又はその他の細目については、当社のサービスサイト

(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

x 当社は、docomo business RINKのオプション又はdocomo business RINKに関連するサービス等を、この別紙によらず提供することがあります。この場合、当該サービス等の料金その他の提供条件は、当該サービス等に係る利用規約等に定めるところ又は契約者と当社との間で別に合意するところによります。

B 料金算定方法等

(A) 利用料金

当社は、docomo business RINKについて、次のとおり利用料金を適用します。

a docomo business RINKの利用料金は、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)の規定、B(料金算定方法等)に定める算定方法等及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

b 当社が設定するdocomo business RINKの利用料金は、次のとおりとします。

(a) ルーター利用料
(b) ネットワーク利用料
(c) VPN接続利用料
(d) 特定通信ブレイクアウト利用料
(e) ワイドプラス for Web会議利用料
(f) 光回線24時間出張修理利用料
(g) VPN経路超過設定利用料
(h) ルーター経路超過設定利用料
(i) 電話対応(チケット起票代行)利用料

c アクセス一括提供型においては、当社がアクセス回線区間の料金設定を行うものとし、当該利用料金は、ネットワーク利用料に含まれるものとします。

d docomo business RINKの利用料金は、1のお客様契約番号ごとに、そのお客様契約番号に属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。

e 1のテナントにおける利用料金(電話対応(チケット起票代行)利用料は除きます。)は、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)の1の表に定める「従量上限(メニュー等の変更あり)」の場合の算定方法に基づき、そのテナントに属するリソースごとのメニュー等の態様に応じて適用します。この場合において、分又は日以外の期間を単位とするときは、分単位又は日単位の場合に準ずるものとします。

f eの場合において、共通編料金表第1表の該当箇所に定める月額上限料金は、20日間(日以外の期間を単位とする場合は当該単位とする期間における20日間に相当する値とします。)利用した場合の料金額とします。

g 1のテナントにおける利用料金(電話対応(チケット起票代行)利用料に限ります。)は、共通編料金表第1表の1の表に定める「月額固定」とします。この場合において、1の料金月に電話対応(チケット起票代行)の解除と申込み等があり、複数の電話対応(チケット起票代行)の利用があったときは、それぞれの利用に対して電話対応(チケット起票代行)利用料を適用します。

h 各利用料金の課金開始のタイミングについては、共通編料金表第1表の2の規定にかかわらず、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

i 当社は、契約名義人に係るdocomo business RINKに関し、契約名義人以外の第三者による利用又はハードウェア若しくはソフトウェアによる自動的・自律的な利用があった場合についても、当該名義人による利用として利用料金を算定します。

(B) 手続きに関する料金(手数料)

当社は、docomo business RINKについて、次のとおり手数料を適用します。

a docomo business RINKの手数料は、B(料金算定方法等)に定める算定方法等及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

b 当社が設定するdocomo business RINKの手数料は、次のとおりとします。

(a) 工事キャンセル手数料
(b) オーダー内容修正手数料

c 工事キャンセル手数料は、工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者から工事日の変更の請求（変更後の日程が未定の場合を含みます。）又はその工事の請求の取消し若しくはdocomo business RINKに係る契約の解除の請求があった場合に適用します。

d オーダー内容修正手数料は、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者が、docomo business RINKに係る契約の申込み（契約内容の変更に係る意思表示を含みます。）後、当該申込内容を修正する場合（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定める条件によります。）に適用します。

(C) 工事に関する費用（工事費）

当社は、docomo business RINKについて、次のとおり工事費を適用します。

a docomo business RINKの工事費は、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

b 当社が設定するdocomo business RINKの工事費は、次のとおりとします。

(a) ルーターキッティング・配送費
(b) アクセス回線工事費
(c) ルーター等オンサイト工事費
(d) 構内ルート調査費
(e) 配線ルート構築工事費
(f) 工事結果報告費
(g) 訪問時刻指定費

c docomo business RINKの工事費は、施工したdocomo business RINKに係る工事の態様に応じて適用します。

d アクセス回線の事業者変更に関連して、当社が当該事業者変更以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した実費相当額の費用を当該事業者変更の申込者に負担していただきます。

e 契約者は、docomo business RINKに係る申込み又は工事を要する請求にあたり、その申込み又は請求が特別な設備の新設、増設、改造若しくは撤去の工事を要するものである場合又はその設備の維持管理に個別の費用を要するものである場合は、当社が別に算定する費用の支払いを要します。

f 当社は、(C)（工事に関する費用（工事費））に定める工事費（d又はeに定める費用を含みます。）について、次の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

(a) 工事の着手前にそのdocomo business RINKに係る契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、このfにおいて「解除等」といいます。）があった場合
契約者は、その工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

(b) 工事の着手後完了前に解除等があった場合
契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した実費相当額の費用の支払いを要します。

(c) (a)又は(b)の場合の取扱いについて、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

g 当社は、bの(d)から(g)までに定める費用の支払いを要する調査等における現地での調査等に関し、次の場合には、当該調査等を行わないことがあります。

(a) 机上調査等の結果、当該現地調査等が不要であると当社又は提携事業者が判断したとき。
(b) 当該現地調査等の実施にあたり、当社又は提携事業者の業務遂行上支障があるとき。

h 当社は、申込者又は契約者の責めに帰すべき理由により施工又は調査等を行えなかった場合は、当該施工又は調査等の提供が完了したものとして取り扱います。

i 当社は、施工又は調査等の提供が完了したか否かにかかわらず、当該施工又は調査等に係る当社又は提携事業者の準備等に要した費用を請求することがあります。

j docomo business RINKの工事の一部については、別冊（サポート）に定めるProfessional Support Services若しくはその

他のサービス等を利用して、又は当該サービス等の申込みと合わせて申し込んでいただきます。この場合、対象となるdocomo business RINKの工事及び申込み条件等については、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによります。

(2) docomo business RINK IDaaS機能

A 提供条件等

(A) 用語の定義

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| メンバー | docomo business RINK IDaaS機能に登録された利用者 |
| メンバーID | 契約者が指定する管理者が1のメンバーごとに設定するものであって、メンバーがdocomo business RINK IDaaS機能にログインする時に使用するID |
| 企業ID | 当社が1のdocomo business RINK IDaaS機能の契約ごとに契約者に払い出すID |

(B) 規約の適用

a 契約者はdocomo business RINK IDaaS機能の利用にあたり、GMOグローバルサイン株式会社(以下、「GMO社」といいます。)のWebサイト(https://trustlogin.com/terms/)に定めるGMO トラスト・ログイン利用約款及びGMO トラスト・ログイン有料サービス利用約款(以下、「GMO約款」といいます。)の内容に同意するものとし、GMO約款に基づき、契約者とGMO社との間で契約が成立するものとします。契約者は、当該契約に基づき、GMO社からGMOトラスト・ログインサービスの提供を受けるものとします。なお、本規約とGMO約款に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

(C) 最低利用ID数

a 当社はdocomo business RINK IDaaS機能の利用にあたり、1の企業IDごとの最低利用ID数(メンバーIDの数とします。以下同じとします。)を30IDとして定めます。

(D) 非保証

a 当社は契約者に以下のことを保証しません。

(a) docomo business RINK IDaaS機能を利用することが何らかの第三者の権利を侵害するものではないこと

(b) docomo business RINK IDaaS機能が契約者の期待通りの品質及び効果を有すること、その動作が中断されないこと、その動作に誤りがないこと

(c) docomo business RINK IDaaS機能を利用することによって、利用する端末内のアプリケーションやデータ等に影響を及ぼさないこと

(d) docomo business RINK IDaaS機能がいかなる端末でも利用できること

(e) docomo business RINK IDaaS機能の一部機能及びメニューおいて、第三者の提供するWindows Hello、FaceID/TouchID、Android指紋/顔認証等と端末の機能を使用しており、当社の知り及ばないこと

(f) docomo business RINK IDaaS機能の利用範囲は日本国内を原則とし、万が一、日本国外にて利用したことについて諸外国の法令等へ適合すること

(E) 申込み

a 契約者は、共通編第7条(利用申込)のほか、docomo business RINK IDaaS機能の申込みに際し、管理者を指定するものとします。

b 契約者は、docomo business RINK IDaaS機能の申込みから利用の開始までに管理者のパスワードに係る初期設定を行うものとします。

c 当社は、共通編第8条(SDPFサービスの契約申込の承諾)のほか、GMO社により申込みを拒絶されたときは、申込みを承諾しない場合があります。

(F) 管理責任

a 契約者は、docomo business RINK IDaaS機能にアクセスするために必要な企業ID、メンバーID及びパスワード(以下、「ID等」といいます。)を第三者に利用、貸与、譲渡、売買、質入、公開等をすることはできません。

b 管理者が、契約者の範囲内でメンバーを設定する行為については前項の例には当たらないものとします。

c 管理者は、メンバーに対し、自己の責任においてアカウントの設定、変更を行うものとします。

d 管理者は、本規約のdocomo business RINK IDaaS機能の利用に関する規定をメンバーに対しても周知させ、適正なる利用を維持させるものとします。

e ID等について、契約者がこれを紛失した場合、再発行が不可能になる場合があるため、契約者は 自己の責任においてこの管理を行うものとします。

f ID等の管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用及び不正アクセス等による損害の責任は契約者が負うものとします。また、契約者は不正使用やセキュリティ上の侵害を発見した場合、当社へ通知する

必要があります。

g 契約者は、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、その他の有害かつ破壊的なコンテンツから契約者自身と契約者のコンピュータシステムを保護するために、必要に応じて予防策をとる責任があります。当社は、契約者が何らかの方法で取得した外部コンテンツに起因する損害に対しては如何なる責任も負うものではありません。

(G) 契約者が行うdocomo business RINK IDaaS機能の解約

a 契約者は、共通編第14条(契約者が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)のほか、docomo business RINK IDaaS機能の利用を終了するときは、終了する日の7営業日前までに当社に通知するものとします。

(H) 当社が行うdocomo business RINK IDaaS機能の解約

a 当社は、共通編第15条(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)のほか、契約者がGMO約款に違反したとき、もしくは違反するおそれがあるときは、docomo business RINK IDaaS機能の一部又は全部を解除することがあります。

(I) 利用中止

a 当社は、共通編第16条(利用中止)のほか、GMO社の都合、事業休止又はその他の理由により、docomo business RINK IDaaS機能の一部又は全部の提供が困難となった場合、docomo business RINK IDaaS機能の一部又は全部の利用を中止することがあります。

(J) 利用停止

a 当社は、共通編第17条(利用停止)のほか、契約者がGMO約款に違反したとき、もしくは違反するおそれがあるときは、docomo business RINK IDaaS機能の一部又は全部の利用を停止することがあります。

(K) データの取扱い

a GMO社の提供するGMOトラスト・ログインサービスの利用に関する契約者の利用履歴等の情報は、GMO社が契約者から直接取得し、GMO社のサーバに保管されます。

b 当社は、GMO社が取得する契約者の利用履歴等の情報から、GMO社により契約者の個人を特定できない形式による数字、統計データ等を作成された当該統計データ等の提供を受けるものとし、当該統計データ等につき何らの制限なく、市場調査等に利用することができるものとします。

(L) 責任の制限

a 当社は、共通編第27条(責任の制限)において、docomo business RINK IDaaS機能の提供のうち、GMOトラスト・ログインサービスの提供については責任を負わないものとします。

(M) docomo business RINK IDaaS機能の機能区分等

a docomo business RINK IDaaS機能には次の機能区分があります。

(a) 認証・アクセス制御機能

アプリケーション等へのアクセスにおいて、認証機能を提供するもの

(b) シングルサインオン機能

アプリケーション等へのアクセスにおいて、シングルサインオン機能を提供するもの

(c) ID管理・連携機能

メンバーの管理に関する機能を提供するもの

(d) その他管理機能

docomo business RINK IDaaS機能の利用状況等を表示及び出力するもの

b docomo business RINK IDaaS機能には、機能区分ごとに当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com)に定める機能及びメニューがあります。

B 料金算定方法等

(A) docomo business RINK IDaaS機能の利用料金は、1のお客様契約番号ごとにdocomo business RINK IDaaS機能に係る料金の額を合算して適用します。

(B) docomo business RINK IDaaS機能の利用料金の算出は、別段の定めがない限り、次によります。

a 1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるWeb料金表に基づき算出します。

b docomo business RINK IDaaS機能に係る契約ごとに、利用開始のあった日を含む料金月の翌料金月から利用料金を適用するものとします。

c 1の料金月における最終日において当社が測定したメンバー数に、Web料金表に規定する額を乗じて得た額を利用料

金とします。ただし、当社が測定した時点において、メンバー数が最低利用ID数に満たない場合は、最低利用ID数にWeb料金表に規定する額を乗じて得た額を利用料金とします。

d 前項に関わらず、料金月の途中にdocomo business RINK IDaaS機能の契約の解除があった場合は、その契約の解除のあった日のメンバー数を当社が測定し、それに基づいて利用料金を算出します。ただし、当社が測定した時点において、メンバー数が最低利用ID数に満たない場合は、最低利用ID数にWeb料金表に規定する額を乗じて得た額を利用料金とします。

e docomo business RINK IDaaS機能の利用料金において、日割り計算はしないものとします。